

# 海津市人権教育・啓発基本計画 (第3次改定版)

(案)

令和●年●月

海 津 市



# 目次

<b>第1章 計画の策定</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
(1) 世界の動き.....	1
(2) 国の動き.....	3
(3) 県の動き.....	4
(4) 市の動き.....	5
(5) 人権関連年表.....	6
2 計画改定の趣旨.....	14
3 計画の目的・性格.....	15
4 計画の基本理念.....	16
<b>第2章 人権教育・啓発の推進方策</b> .....	<b>17</b>
1 人権一般の普遍的な視点からの取組.....	17
(1) 人権教育.....	17
(2) 人権啓発.....	20
2 様々な人権課題に対する取組.....	22
(1) 女性.....	22
(2) 子ども.....	25
(3) 高齢者.....	28
(4) 障がいのある人.....	31
(5) 部落差別（同和問題）.....	34
(6) 外国人.....	37
(7) 感染症患者等（H I V・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等）.....	40
(8) 刑を終えて出所した人.....	43
(9) 犯罪被害者等.....	45
(10) インターネットによる人権侵害.....	47
(11) 北朝鮮当局による拉致問題等.....	50
(12) その他の人権.....	51

**第3章 計画の推進..... 57**

- 1 推進体制..... 57
- 2 関係機関との連携..... 58
- 3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進..... 58
- 4 計画の見直し..... 58

**参考資料..... 59**

- 1 関連法令等..... 59
- 2 用語解説..... 79

## 1 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

人権は、かつて、各国の国内問題であると考えられていました。しかし、20世紀前半の二度にわたる悲惨な世界大戦を経験し、世界の人々は、「平和」や「人権」がいかに大切かということを感じました。その結果、人権は国際社会全体にかかわる問題であり、世界平和を守るためには、世界各国が協力して人権を守る努力をしなければならないという考え方が主流となり、そこから生まれたのが、昭和23（1948）年に国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「世界人権宣言」です。世界人権宣言は30条から成る、初めて国際的な人権保障をうたった画期的なもので、それ自体は法的拘束力を持つものではありませんが、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすことなどを目的として、世界の人権に関する規律の中で最も意義あるものとされています。

その後、国連は「世界人権宣言」を実効性のあるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめ「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの人権に関する条約を採択し、重点的な人権課題の解決に「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を決議して、世界の人々に人権尊重、差別撤廃を呼びかけました。

さらに国連では、平成16（2004）年の総会において、人権教育を国際社会が協力して取り組むよう「人権教育のための世界計画」を開始する決議が採択されました。平成17（2005）年1月から平成19（2007）年12月までの3か年を第一段階と定め、初等・中等学校制度における人権教育の推進に取り組むこととし、平成22（2010）年から平成26（2014）年までの第二段階では、高等教育と教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置き、平成27（2015）年1月から平成31（2019）年12月までの第三段階においては、第一段階と第二段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いて、各段階で行動計画を策定し、中間報告および終了後の評価を行いながら、各国政府やNGOなどに

呼びかけ人権教育・研修の取り組みが続けられてきました。引き続き、令和2（2020）年から令和6（2024）年までの第四段階では、重点領域を「若者」として、特に平等、人権と非差別、<sup>ほうせつてき</sup>包摂的で平和な社会のための<sup>ほうせつ</sup>包摂と多様性の尊重に力点を置くこととしています。

このほか、持続可能な共生社会を作っていくために、平成17（2005）年から平成26（2014）年までを、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、様々な課題に向きあい解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の10年」を採択し、各地で取り組みを進めることとしています。「国連持続可能な開発のための教育の10年」では、「世界中の人びとや将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人びとが互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の10年」や「国際年」といった取り組み、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。

平成27（2015）年の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標である持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17のゴール及び169のターゲットを定めており、SDGsに掲げられた目標は、貧困や保健、気候変動等多岐に亘っており、中でも人権分野は、SDGsの17ゴールの多くに関連しています。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（世界的大流行）は、社会・経済・人権などあらゆる側面に大打撃を与えています。国連人権高等弁務官事務所は、新型コロナウイルス対策は「人権を最前線かつ中心に据えるべき」として、国際的な指針「COVID-19 ガイダンス」を提言し、国連人権理事会は、同年5月に議長声明で、このガイダンスと国連事務総長報告書「COVID-19と人権」に留意し、「パンデミックとの闘いにおいてすべての人権が尊重され、保護されかつ充足されること、及び、COVID-19パンデミックへの各国への対応において、人権に関する義務及びコミットメントが全面的に遵守されることを確保する」ことを各国に要請しています。

## (2) 国の動き

わが国においては、昭和22（1947）年に、基本的人権の尊重を理念の一つとする「日本国憲法」が施行され、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。（第11条）」、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（第14条）」と規定し、すべての人々の基本的人権を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。

また、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、昭和54（1979）年の「国際人権規約」、平成7（1995）年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの条約を批准して問題の解決に取り組んできました。

そして、平成9（1997）年に「人権擁護施策推進法」が施行され、同年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする人権重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

平成12（2000）年には、人権の擁護に資することを目的に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進にあたり、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。また、平成14（2002）年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、平成20（2008）年3月までに3次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。さらに、平成23（2011）年4月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。平成28（2016）年12月には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）」など、各差別にかかる法律の整備が進められ、平成28年には、いまだに残る差別を解消するための人権三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取

組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が相次いで施行され、人権尊重の取り組みが進められています。

政府は、SDGsの採択後の平成28（2016）年5月に「SDGs推進本部」を設置し、同年12月には今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。令和2（2020）年10月には、企業活動における人権尊重の促進を図るため「**「ビジネスと人権」**に関する行動計画」が策定され、また、同年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性に対するあらゆる暴力の根絶や貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重を掲げ、SDGsの達成に寄与することが期待されます。

さらに、令和3年2月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新たに新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国および地方公共団体の責務を定める規定が設けられています。

### （3） 県の動き

岐阜県では、平成4（1992）年に部落差別（同和問題）に関する各種団体等の代表や専門家で構成する外部組織として「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置し、部落差別（同和問題）解決のための啓発を推進してきました。その後、様々な人権問題に対応するため、平成14（2002）年に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」、平成15（2003）年に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、平成17（2005）年には「岐阜県人権懇話会」と改称し、取り組むべき人権課題に対する意見を聴き、課題の解消に向けた施策に反映する一方、平成12（2000）年には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向けて各種の人権啓発事業を展開しています。

また、平成14（2002）年に「岐阜県人権同和教育基本方針」、平成15（2003）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条「地方公共団体の責務」にちよえ「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、地域の実情を踏まえ人権教育・人権啓発に関する推進施策を実施してきました。

平成25（2013）年3月には「岐阜県人権施策推進指針（第二次改定）」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指して、「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進を重点対策の一つとして位

置づけ、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みを行っています。

平成30（2018）年には、「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」を策定し、「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進しています。

#### （４）市の動き

海津市（以下、「本市」という。）は、平成17（2005）年3月の海津町・平田町・南濃町の海津郡3町の合併直後に人権推進関係団体の代表者で組織する「海津市人権・同和行政問題協議会」を設置して人権・部落差別（同和問題）の解消に努めてきました。

さらに従来の取組を継続・発展させることとして、平成18（2006）年6月には「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置して基本計画の策定に着手し、同年8月に「人権についての市民意識調査」を実施、同年12月には「人権尊重の都市」宣言を行い、平成19（2007）年3月に「海津市人権教育・啓発基本計画」を策定し、平成24（2012）年3月には、「海津市人権教育・啓発基本計画（第1次改定版）」を策定しました。

その後は、平成29（2017）年3月に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」に基づき、国・県と連携し問題把握に努め人権尊重の観点に立脚して、総合的且つ効果的な取組を推進してきました。具体的には、毎年夏期には、部落差別（同和問題）に特化した「人権同和問題講演会」を開催、冬期には児童生徒による人権・部落差別（同和問題）の標語・ポスター等の優秀賞を発表し、表彰するとともに人権に関する講演会を開催する「人権啓発推進大会」を実施、人権・部落差別（同和問題）に関する標語・ポスター等の優秀作品はリーフレットとして作成し全世帯に配布、例年秋に開催される「産業感謝祭」では人権コーナーを設け、地域の人権擁護委員と共に「人権意識の啓発」を行ってきたほか、教育委員会では、市民の各種生涯学習講座にて「人権同和問題に関するテーマ」をカリキュラムの必須にするなど、部落差別（同和問題）をはじめ、あらゆる差別の解消を願い、さまざまな人権施策に取り組んできました。



## (5) 人権関連年表

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）				
年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1947年 (昭和22年)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行		
1948年 (昭和23年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行		
1950年 (昭和25年)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行		
1951年 (昭和26年)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」宣言		
1960年 (昭和35年)		「精神薄弱者福祉法」施行	「岐阜県青少年保護育成条例」制定	
1962年 (昭和37年)			「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定	
1965年 (昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和对策審議会答申」		
1966年 (昭和41年)	「国際人権規約」採択		「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	
1967年 (昭和42年)			「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 「岐阜県地方改善促進審議会答申」	
1968年 (昭和43年)	「国際人権年」			
1969年 (昭和44年)		「同和对策事業特別措置法」施行	「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	
1970年 (昭和45年)		「心身障害者対策基本法」施行	「岐阜県地方改善促進審議会答申」 「岐阜県同和对策事業長期基本計画」策定	
1971年 (昭和46年)	「人種差別と闘う国際年」 「精神遅滞者の権利宣言」採択			
1972年 (昭和47年)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	「岐阜県同和对策事業長期基本計画」改訂	
1973年 (昭和48年)			民生部に「同和对策室」設置	
1974年 (昭和49年)			「岐阜県同和教育基本方針」決定	
1975年 (昭和50年)	「国際婦人年」 「障害者の権利宣言」採択 「国連婦人の10年」(1976～1985)決議採択			
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定		

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）

年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1979年 (昭和54年)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准		
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議【第2回】	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行		
1981年 (昭和56年)	「国際障害者年」	「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982年 (昭和57年)	「障害者に関する世界行動計画」採択 「国連・障害者の10年(1983～1992)決議採択	「地域改善対策特別措置法」施行		
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」世界会議【第3回】	「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」批准		
1986年 (昭和61年)	「国際平和年」			
1987年 (昭和61年)			「岐阜県婦人行動計画」策定	
1988年 (昭和62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 「高齢者保健福祉10ヶ年戦略(ゴールドプラン)」策定		
1990年 (平成2年)	「国際識字年」			
1991年 (平成3年)		「新国内行動計画」第一次改定		
1993年 (平成5年)	「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年の10年(1994～2003)決議採択 ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993～2002)	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	「岐阜県老人保健福祉計画」策定	

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）

年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1994年 (平成6年)	「国際家族年」 「人権教育のための国連10年」(1995～2004)決議採択 「国連人権教育の10年(1995～2004)行動計画採択	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置	「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定	
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」批准 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	「岐阜県障害者基本計画」策定	
1996年 (平成8年)	「貧困撲滅のための国際年」	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(地域改善対策協議会意見具申)」 「男女共同参画社会2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定	「ぎふ子どもいきいき夢プラン(岐阜県子育て支援計画)」策定	
1997年 (平成9年)	「第1次貧困撲滅のための国連10年」(1997～2006)	「男女雇用機会均等法」改正 「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「岐阜県国際協力推進プラン」策定 「岐阜県同和行政基本方針」策定	
1998年 (平成10年)		「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」一部改正 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行	「岐阜県障害者プラン」策定 「岐阜県福祉のまちづくり条例」制定 「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置	

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）

年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1999年 (平成11年)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発のあり方) 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行 「ゴールドプラン21」策定 「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」改正	「ぎふ男女共同参画プラン」策定 「岐阜県人権啓発ネットワーク協議会」設置	
2000年 (平成12年)	「国際感謝年」 「平和の文化国際年」 「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「児童買春、児童買春及びポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 指紋押印制度の全廃(「外国人登録法」一部改正) 「男女共同参画基本計画」策定 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「同和对策課」から「人権同和对策課」へ改称 「岐阜県人権啓発センター」設置 「岐阜県生涯安心計画」策定 「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定	
2001年 (平成13年)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「国連識字の10年」(2003～2012)決議採択	「人権擁護推進審議会答申」(人権救済制度の在り方) 「雇用対策法」改正・施行 「新しい高齢社会対策大綱」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置	「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 「岐阜県地方改善促進審議会答申」	

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）

年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2002年 (平成14年)		<p>「人権教育・啓発に関する基本計画」策定</p> <p>「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任法）」施行</p> <p>「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行</p> <p>「身体障害者補助犬法」施行</p> <p>「障害者基本計画」策定</p>	<p>「岐阜県人権同和教育基本方針」決定</p> <p>「人権宣言」県議会決議</p>	
2003年 (平成15年)		<p>「個人情報の保護に関する法律」一部施行</p> <p>「次世代育成支援対策推進法」施行</p> <p>「裁判の迅速化に関する法律」施行</p> <p>「少子化社会対策基本法」施行</p> <p>「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行</p> <p>「労働基準法」改正</p> <p>「ホームレスの自立支援に関する基本方針」策定</p>	<p>「岐阜県人権施策推進指針」策定</p> <p>「青少年保護育成条例」を「青少年健全育成条例」に改称</p> <p>「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行</p> <p>「岐阜県人権啓発連絡協議会」設置</p>	
2004年 (平成16年)	「人権教育のための世界計画」採択	<p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行</p> <p>「人権教育の指導法等の在り方について（第一次とりまとめ）」公表</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</p>	<p>「岐阜県男女共同参画計画」策定</p> <p>「岐阜県障害者支援プラン」策定</p>	
2005年 (平成17年)	「国連婦人の地位委員会（北京+10）」開催	<p>「犯罪被害者等基本法」施行</p> <p>「犯罪被害者等基本計画」策定</p> <p>「発達障害者支援法」施行</p> <p>「育児・介護休業法」改正</p> <p>「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</p> <p>「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</p> <p>「個人情報保護法」全面施行</p>	<p>「岐阜県人権懇話会」設置</p>	<p>海津郡3町（海津町・平田町・南濃町）合併により「海津市」成立</p> <p>「海津市人権・同和行政問題協議会」設置</p> <p>「海津市子育て夢プラン（次世代育成支援行動計画）」策定</p>

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）

年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2006年 (平成18年)	国連「人権理事会」設置 「障害者の権利条約」 採択	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 人権教育の指導法等の在り方について(第二次とりまとめ)公表 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「公益通報者保護法」施行 「日本司法支援センター(法テラス)」開設 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 「男女雇用機会均等法」改正	「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「岐阜県障害福祉計画」策定 「岐阜県青少年健全育成計画」策定	「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」設置 「人権についての市民意識調査」実施 「人権尊重の都市・海津市」宣言 議会議決 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)」策定 「海津市障害福祉計画」策定
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定	「岐阜県多文化共生推進基本方針」策定 「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」施行	「海津市人権教育・啓発基本計画」策定 「海津市男女共同参画プラン」策定
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」策定	「岐阜県人権施策推進指針(第一次改定)」策定	「海津市障害者計画」策定 「海津市男女共同参画推進条例」施行
2009年 (平成21年)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「人身取引対策行動計画2009」策定	「第2期岐阜県障害福祉計画」策定 「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定 「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定	「海津市障害福祉計画(第2期)」策定 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)」策定
2010年 (平成22年)	第54回女性の地位委員会「北京+15」	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「第2期岐阜県障害者支援プラン」策定	「海津市子育て夢プランⅡ(次世代育成支援行動計画)」策定
2011年 (平成23年)		「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更	「第3期岐阜県障害福祉計画」策定 「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県人権教育基本方針」決定	「人権についての市民意識調査」実施
2012年 (平成24年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)施行	「岐阜県高齢者安心計画(第5期)」策定 「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	「海津市人権教育・啓発基本計画(第1次改定版)」策定 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」策定 「第2期海津市障がい者計画」策定 「海津市障害福祉計画(第3期)」策定 「第2次海津市男女共同参画プラン」策定

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）

年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2013年 (平成25年)		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行	「岐阜県人権施策推進指針（第二次改定）」策定	
2014年 (平成26年)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「障害者の権利に関する条例」批准 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）」策定 「岐阜県家庭教育支援条例」施行 「岐阜県青少年健全育成条例」改正	
2015年 (平成27年)		「男女共同参画計画（第4次）」策定 「子ども・子育て支援法」施行 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定 「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（第3期計画）」策定 「岐阜県障がい者総合支援プラン」策定 「岐阜県高齢者安心計画（第6期）」策定	「第4期海津市障害福祉計画」策定 「海津市子ども・子育て支援事業計画」策定 「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」策定
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行	「第3次岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行	「人権についての市民意識調査」実施
2017年 (平成29年)			「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	「海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」策定 「第3次海津市男女共同参画プラン」策定 「第3期海津市障がい者計画」策定
2018年 (平成30年)			「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」策定 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」策定 「岐阜県高齢者安心計画（第7期）」策定	「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」策定 「第5期海津市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」策定 「海津市犯罪被害者等支援条例」施行

国連・国・岐阜県・海津市におけるこれまでの取組の概要（年表）

年	国連等の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2019年 (令和元年)	国連総会において、北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択	「SDGs 実施指針改定版」を策定 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行	「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」策定	「海津市自殺対策計画」策定 「SDGs 日本モデル」宣言に賛同
2020年 (令和2年)		「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定 「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」施行		「人権についての市民意識調査」実施 「第2期海津市子ども・子育て支援事業計画」策定
2021年 (令和3年)		「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」 「障害者差別解消法一部改正」成立	「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」策定 「岐阜県高齢者安心計画（第8期）」策定 「第4次岐阜県青少年健全育成計画」策定	「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」策定 「第6期海津市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定
2022年 (令和4年)				「海津市人権教育・啓発基本計画（第3次改定版）」策定 「第4次海津市男女共同参画プラン」策定

## 2 計画改定の趣旨

---

本市では、平成29（2017）年に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」に基づき、基本理念である「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」に向け、多岐にわたり総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化の進展、社会構造の複雑多様化、世帯構造の変化による高齢世帯や単独世帯などの増加による家族関係の希薄化や地域社会のつながりの希薄化により様々な生活課題、福祉課題を抱える人々が増加しています。人権問題についても複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がいのある人など社会的弱者に対する暴行・虐待の増加に加え、インターネットによる人権侵害、性同一性障がい者に対する差別、新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うために、「海津市人権教育・啓発基本計画（第3次改定版）」を策定することとしました。

### 3 計画の目的・性格

本計画は、人権教育・啓発に関する様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的としたものです。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」、「海津市総合計画」との整合を図りながら、本市が今後、取り組むべき人権教育・啓発の推進施策に関する基本方針及び方向性を明示するものです。

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

また、本計画の実施に際し、施策ごとにSDGsの関係開発目標を明示して、SDGs推進にも取り組みます。

#### ■SDGs 17の国際目標

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4 計画の基本理念

本計画は、平成18（2006）年12月12日に採択された「人権尊重の都市」宣言に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」をめざして策定するものです。

この基本理念は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権尊重の理念（自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方）及び岐阜県の「人権施策推進指針」における基本理念（一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進すること）に準ずるものです。

〔基本理念〕

### 人権が尊重され、差別や偏見のない 明るく住みよい社会の実現

すべての市民の人権が尊重される社会を実現していくためには、市民、学校、企業、行政が一体となり、それぞれの役割分担のもとに本計画を推進していくことが重要です。



## 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

## (1) 人権教育

## 【現状と課題】

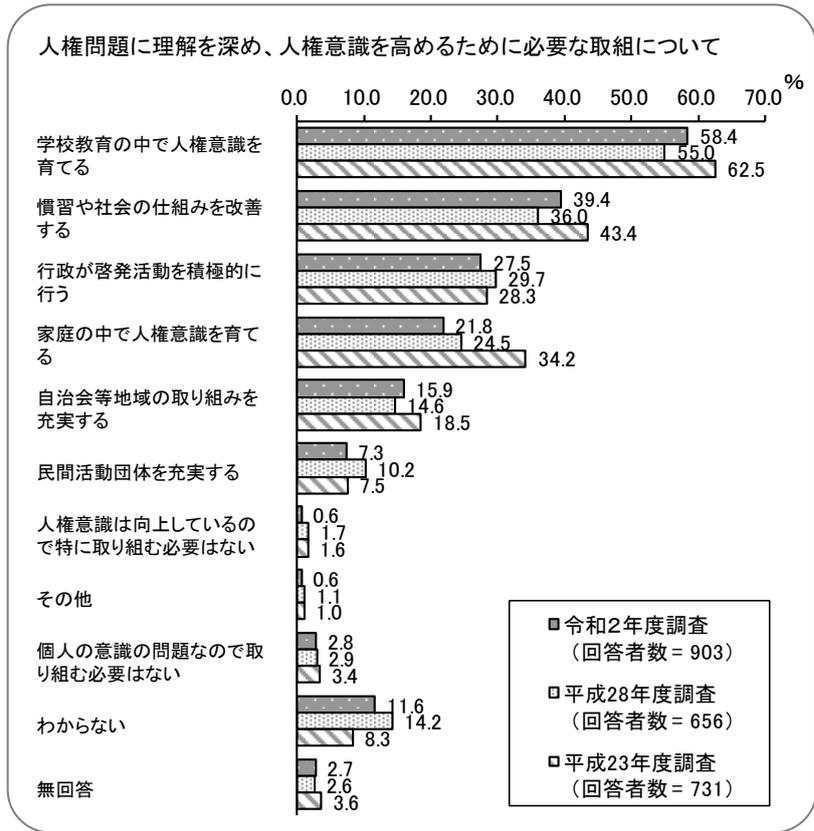
人権教育とは、「人権尊重の精神の<sup>かんよう</sup>涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）を指し、生涯学習の視点に立ち、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、市民一人ひとりのライフステージに合わせ、子どもから大人に至るまで継続して実施されることが必要です。

文部科学省では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成20年3月に「第3次とりまとめ」を公表しました。また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施しています。

本市の各小中学校では、人権について考える取組を継続して行うとともに、12月の人権週間に「ひびきあい集会」を位置づけて人権問題への理解を深めたり、人権意識を高めたりできるようにしています。小中学校の教職員に対しては、講演会又は研修会への参加を通して人権感覚の<sup>かんよう</sup>涵養と人権意識の高揚を図っています。

さらに、小学校・認定こども園での人権教育の支援として、市内の人権擁護委員による学校訪問があり、人権劇などを行って人権意識を育てています。

市民意識調査によると、人権問題に理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組について、「学校教育の中で人権意識を育てる」の割合が最も高く58.4%、「慣習や社会の仕組みを改善する」の割合が39.4%、「家庭の中で人権意識を育てる」の割合が21.8%となっており、家庭や学校、地域社会における人権教育の充実が求められています。



生涯にわたって豊かな人権感覚を<sup>つちかう</sup>培ううえで家庭の果たす役割は極めて重要であり、なかでも、人間形成の基礎を<sup>つちかう</sup>培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、発達段階に応じて基本的な社会ルールを教えていくことが大切です。

また、人格形成に大きな影響のある学齢期での人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校教育において、児童生徒の発達段階に対応し、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うとともに、家庭や地域における日常のつきあいの中で培われる人権感覚や人権意識を高めるため、地域の住民に対する社会教育活動や交流活動などで活発に推進するとともに、WEB等で研修や講座が受けられるようにしていくことが必要です。

本市の社会教育では、ネット被害から子どもたちを守るために、平成28年11月に海津市青少年育成市民大会で「あったかい絆宣言」が公表され、毎年度、子ども、家庭（親）、地域、学校が一丸となった取組が行われています。

家庭教育講演会や家庭教育学級でも、情報モラル等の重要性を認識してもらえるよう啓発を行っています。

## 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
1	発達段階に応じた学校教育	○幼児期においては豊かな体験活動を通して道徳性の芽生えを培い、小中学校では自己を見つめる力と他を思いやる心を育て、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を築き、一人ひとりの人格や尊厳を大切にした教育の充実に努めます。	学校教育課
2	教職員研修の充実	○教職員の人権に関する意識・感覚の向上を図り、人権尊重の理念を正しく理解し、伝えることのできる人材の育成、研修等の充実を図ります。	学校教育課
3	人権推進関係団体への支援	○人権擁護委員が行う学校訪問活動を支援します。	学校教育課
4	学校と家庭・地域の連携の充実	○小中学校等と家庭及び地域の連携を図り、総合的な人権教育が実施できる体制をつくり ます。 ○「あったかい絆宣言」の内容に沿った取組を促進します。	学校教育課 社会教育課
5	生涯学習の充実	○家庭教育学級をはじめ、成人教育講座や高齢者学級など生涯学習における人権研修の充実を図ります。 ○「人権啓発推進大会」を学習内容に位置づけ、人権学習の機会の充実を図ります。	社会教育課
6	地域活動を支える担い手の育成	○子育て支援関係団体等の青少年育成に携わっている方々を対象に家庭教育講演会を開講するなど、市民による自主的な活動を支援します。 ○家庭教育講演会や家庭教育学級において、情報モラル等の重要性を認識し、家庭や地域で取り組むよう、啓発を行います。	社会教育課
7	人権推進関係団体への支援	○人権擁護委員が行う相談や交流事業などの社会活動を支援します。	市民活動推進課

## 【関係する SDGs の開発目標】



## (2) 人権啓発

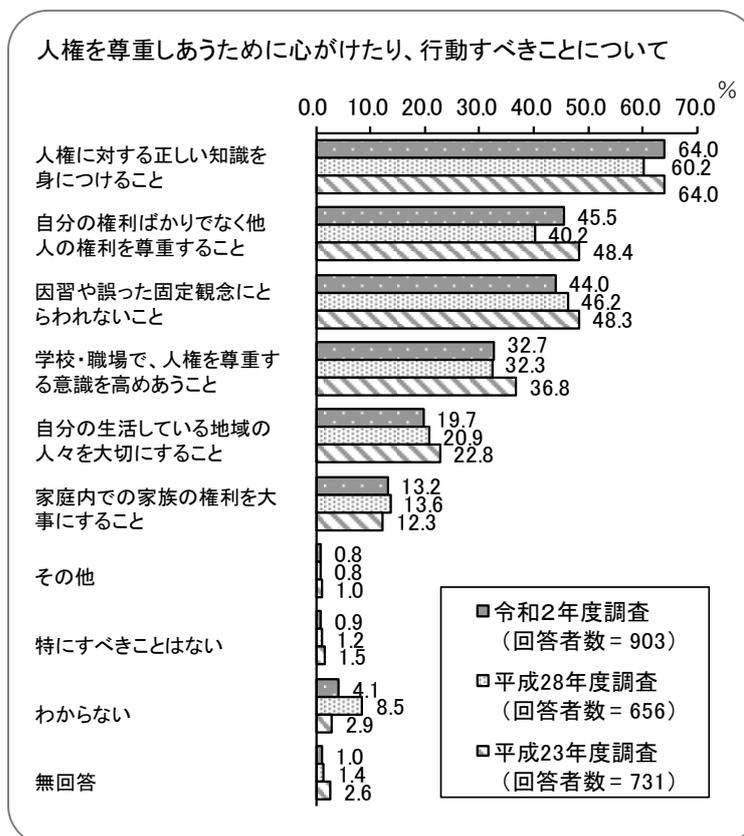
### 【現状と課題】

人権啓発とは、「人々に人権尊重の理念を普及させ、これに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」（人権教育・啓発推進法第2条）を指し、人権教育と同様に、市民一人ひとりのライフステージでほかの人の人権に配慮した行動をとることが日常生活の中に根付くよう、「人権・同和問題講演会」「人権啓発推進大会」などの講演・研修や、「人権」をテーマにした作文やポスター、標語の募集を行い、優秀作品によるリーフレットの作成など啓発物品の配布や広報活動などの事業を、継続して推進する必要があります。

本市は、平成18（2006）年12月12日に、人権尊重都市宣言をしました。しかし、依然としてさまざまな分野における人権問題が存在し、新型コロナウイルス感染症に起因した差別など、人権にかかわる問題はより多様化しており、国、県、人権擁護委員と連携を図り、継続して人権意識の高揚を図っていく必要があります。

市民意識調査では、人権問題に理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組について、「行政が啓発活動を積極的に行う」の割合が27.5%となっています。

また、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて、「人権に対する正しい知識を身につけること」の割合が最も高く64.0%、「自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重すること」の割合が45.5%、「因習や誤った固定観念にとられないこと」の割合が44.0%、「学校・職場で、人権を尊重する意識を高めあうこと」の割合が32.7%となっており、人権に対する意識を高め、正しい理解をすることが重要です。



あらゆる人権問題に対して、誰もが関心を持ちそれぞれの問題に関して正しい理解をするため、人権問題に関する講演・研修をはじめ、広報などを通じてより効果的な人権啓発活動が必要です。

### 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
8	「人権尊重の都市」宣言の周知	○「差別のない明るく住みよいまちの実現」をめざす「人権尊重の都市」宣言の趣旨を広く普及し、人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
9	人権作品の募集	○市内小中学校の児童生徒を対象に「人権」をテーマにした作文やポスター、標語の募集を行い、優秀作品によるリーフレットなど啓発物品の配布と併せ、児童生徒の人権教育と市民の人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
10	人権講演会の充実	○「人権・同和問題講演会」や「人権啓発推進大会」などを開催し、有識者による講演及び関連冊子・物品の配布を通して広く市民の人権啓発に努めます。	市民活動推進課
11	人権擁護委員活動の支援	○人権相談会 会場の確保と市報・ホームページによる開催告知で支援します。 ○街頭啓発 産業感謝祭など市主催イベントでの啓発活動を支援します。 ○市役所内に常設人権相談窓口を設置し、人権擁護委員または管轄法務局との連絡・調整を図ります。	市民活動推進課
12	国との連携	○特設人権相談所管轄法務局が開催する相談会に対して、会場の確保と市報・ホームページによる開催告知で支援します。 ○市報などを活用した人権週間の告知など、国との連携により人権尊重の理念の普及に努めます。	市民活動推進課

### 【関係する SDGs の開発目標】



## 2 様々な人権課題に対する取組

### (1) 女性

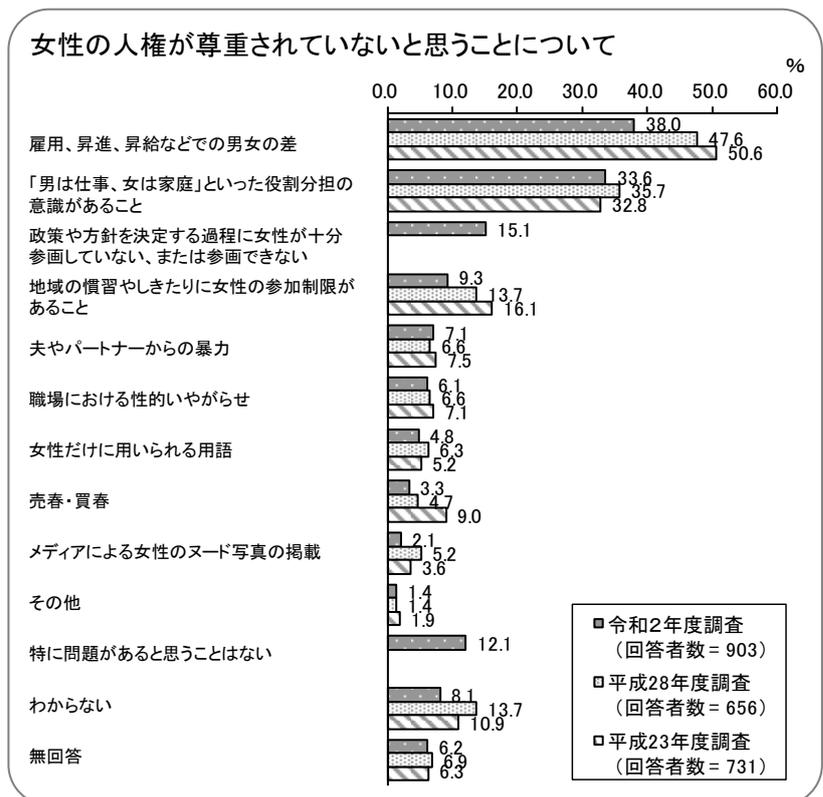
#### 【現状と課題】

日本国憲法では、政治的、経済的又は社会的関係における両性の平等が明示されています。

国では「男女共同参画社会基本法」の制定、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定・改正、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「育児・介護休業法」等の改正、「子ども・子育て支援法」の制定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行など女性の人権、男女の働き方、子育て支援など、男女共同参画に関わる法整備が進んでいます。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習などには、今なお固定的な性別役割分業意識が残っており、そのことが社会生活のさまざまな場面において、女性の社会参画への妨げとなっています。また、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど女性に対する人権侵害も起こっています。

市民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと思うことについて、「雇用、昇進、昇給などでの男女の差」の割合が最も高く38.0%、「「男は仕事、女は家庭」といった役割分担の意識があること」の割合が33.6%となっています。



また、女性の人権を守るために必要なことについて、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」の割合が最も高く57.0%、「雇用や、職場における昇進、昇給などの男女平等を実現する」の割合が41.3%となっています。

職場における男女不平等を解消し、女性が活躍できるような取組への支援が必

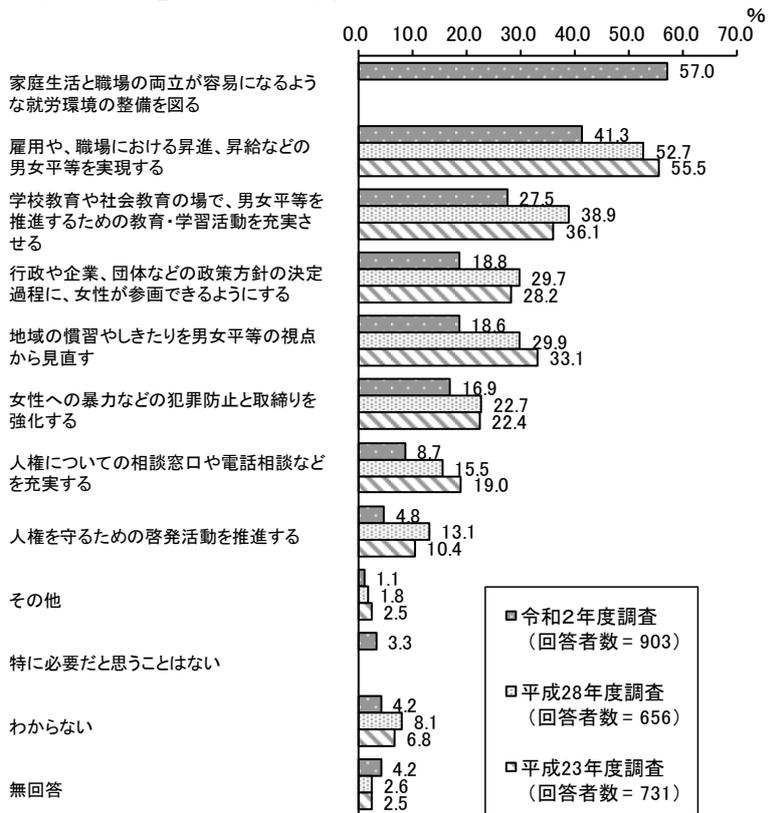
要です。また、男女が対等なパートナーとして、家庭生活や仕事に参画し、同様の責任を担うためにも、固定的な性別役割分担意識を払拭し仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る社会環境づくりとあわせ、女性に対するさまざまな暴力を根絶するための取組が重要です。

本市では、女性活躍推進計画、DV防止計画が一体となった「第4次海津市男女共同参画プラン」を策定して、男女が共に責任を分かち合い、仕事を含む社会生活と家庭生活の調和が図られることで、あらゆる分野・場面において個々の個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組んでいくための総合的な施策を推進しています。

### 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
13	施策・方針決定における女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画社会を実現するため、各種審議会、委員会等、施策・方針決定の場において、女性の意見が反映されるよう、女性委員の登用を積極的に推進します。</li> <li>○企業・団体の役員、管理職や地域活動のリーダーなど、重要ポストへの女性の積極的登用の働きかけを実施</li> </ul>	市民活動推進課 商工観光課

女性の人権を守るために必要なことについて



No.	推進施策	内容	担当課
14	男女共同参画社会の実現に向けた啓発	○男女共同参画社会を実現するため、女性活躍推進計画、DV防止計画を一体的・総合的に盛り込んだ「海津市男女共同参画プラン」に掲げる「男女共同参画セミナー」等を実施し、固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）等の啓発を行います。	市民活動推進課
15	女性等に対するあらゆる人権侵害の防止	○暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた方に深刻な影響を及ぼすため、配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。 ○配偶者等からの暴力（DV）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れるよう努めます。	社会福祉課

【関係するSDGsの開発目標】



## (2) 子ども

### 【現状と課題】

すべての子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて基本原理・理念として示されています。

国では国連の「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」「いじめ防止対策推進法」の施行、「児童福祉法」の改正など、子どもの人権擁護に積極的な取組を行っています。

しかし、近年、急激な社会構造の変化に伴い、少子化や核家族化、貧困格差、ひとり親家庭の増加、人間関係の希薄化や地域における教育力の低下などにより、子育ての孤立化も進んできており、スマートフォンやインターネットの普及、有害な図書やテレビ番組などによる大量の情報も氾濫しています。これらのことから児童買春、児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪が発生しているとともに、学校においては、いじめ、不登校、体罰など、家庭や地域においては、少年非行、家庭内暴力、ヤングケアラー、スマートフォンを介したインターネット上の書き込みによるトラブルなど、子どもたちの人権をめぐる問題が深刻化しています。

このような状況に対して、本市では、多様な子育てに関する家庭教育を支援するために、海津市家庭教育推進協議会を設置し、海津市にこにこ子育て支援事業を展開し、幅広く子育て相談や子育てに関する講座などを実施しています。学校教育では、市民が心豊かな一人一人がともに生きる喜びを感じる教育を目指し、「世代をつなぐ」「地域をつなぐ」「心をつなぐ」を基本に、生き方を育み、愛情と思いやり溢れる人をつくることに取り組んでいます。

また、令和2年に「第2期 海津市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、総合的な子育て支援施策を推進しています。その中において、同年11月には、「子育て世代包括支援センター」を庁舎内（こども課・健康課）に設置し、妊娠期から子育て期にわたる保護者の悩み相談や孤立感などの軽減を図るほか、子育てに関する様々な情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り、切れ目のない包括的支援につとめています。

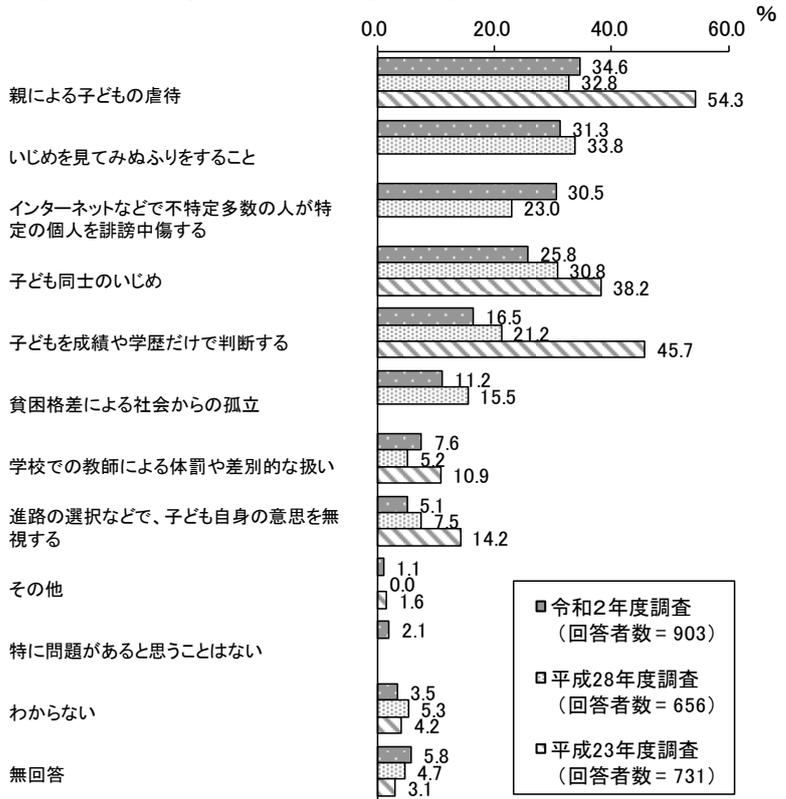
市民意識調査によると、子どもの人権が尊重されていないと思うことについて、「親による子どもの虐待」の割合が最も高く34.6%、「いじめを見てみぬふりをする」との割合が31.3%、「インターネットなどで不特定多数の人が特定の個人を誹謗中傷する」の割合が30.5%となっています。

また、児童虐待を発見したときの行動について、「子ども相談センターや福祉事務所に知らせる」の割合が53.2%、「民生委員・児童委員や主任児童委員に知らせる」の割合が14.0%と、約7割の市民が通報の義務を意識している一方で、「どこ（誰）へ知らせたらいいのかわからない」の割合が21.4%となっています。

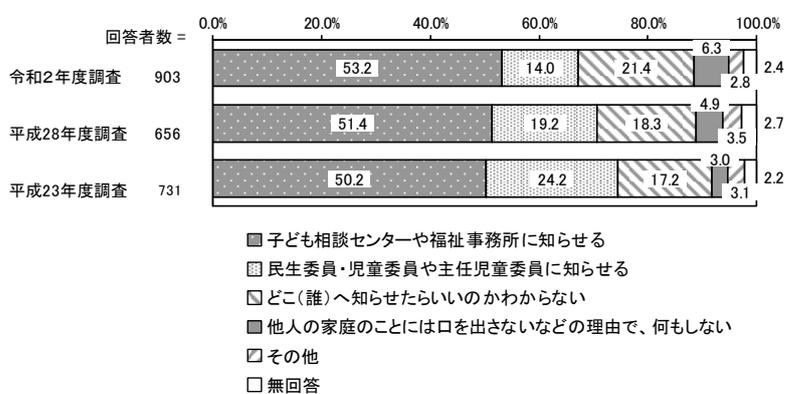
児童虐待については、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えると共に、早期発見、早期対応に努めることが重要であることから、「海津市総合教育会議」などの機能強化を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、地域社会全体の取組による子育て家庭への支援体制が求められています。

今後も、人権尊重の教育の充実による人権感覚を身に付けた子どもの育成に努め、いじめや虐待の早期発見、未然防止をめざした体制づくりが必要です。

子どもの人権が尊重されていないと思うことについて



児童虐待を発見したときの行動について



## 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
16	子どもの権利についての啓発	○子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるように、子どもの権利の周知啓発を行うとともに、海津っ子議会をはじめ、子どもが社会や行政に参加する機会提供に努めます。	市民活動推進課
17	児童虐待の防止と早期対応	○保護者の悩みなどの軽減を図るために、子育て相談窓口の充実を図ります。 ○子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、西濃子ども相談センター、学校、警察等の関連機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応できる体制の強化を図るとともに、虐待を発見した市民には市などへの通報義務があることなど、必要な事柄の啓発に努めます。 ○児童虐待の急増等に伴い、保護が必要な子どもを自分の家庭で引き取って育てる「里親制度」の周知・活用等に努めます。	社会福祉課 健康課 社会教育課 こども課
18	子どもの人権意識の育成	○学校教育において、確かな学力の定着を図るとともに、心の教育に焦点をあてたボランティア活動、自然体験活動、異世代交流などを積極的に推進します。	学校教育課
19	いじめ等に対する取組の推進	○学校教育や社会教育等の機会を通じ、いじめの根絶を目指します。また、子ども一人ひとりに適切な対応が図られるよう、「海津市総合教育会議」において課題の協議・調整などを行い、学校、家庭、地域や関係機関などの連携強化に努めます。 ○不登校の未然防止や不登校児童生徒に対しては、各学校や適応指導教室、専門家と連携した相談・指導体制の充実に努めます。	教育総務課 学校教育課 社会教育課

## 【関係する SDGs の開発目標】



### (3) 高齢者

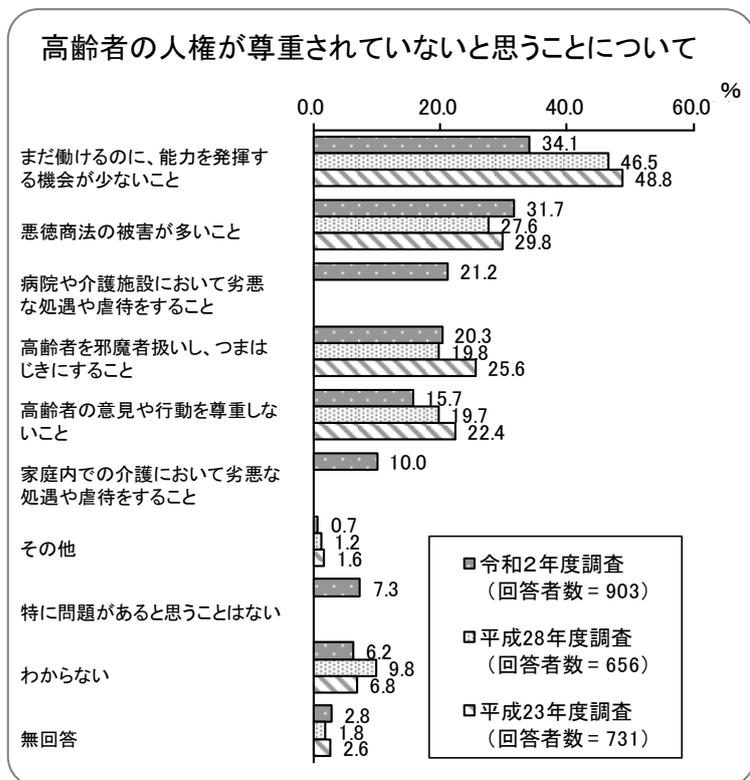
#### 【現状と課題】

わが国では、出生率の低下と平均寿命の伸長等を要因として、少子・高齢化が進行しており、全国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えています。このような中、年齢を理由に一部の社会参加の機会が奪われることや、身体的虐待、話をしないなどの心理的虐待、経済的虐待や食事や介護の放棄のほか、高齢者を狙った詐欺事件の被害など「人間としての尊厳」が否定されるケースが見られます。

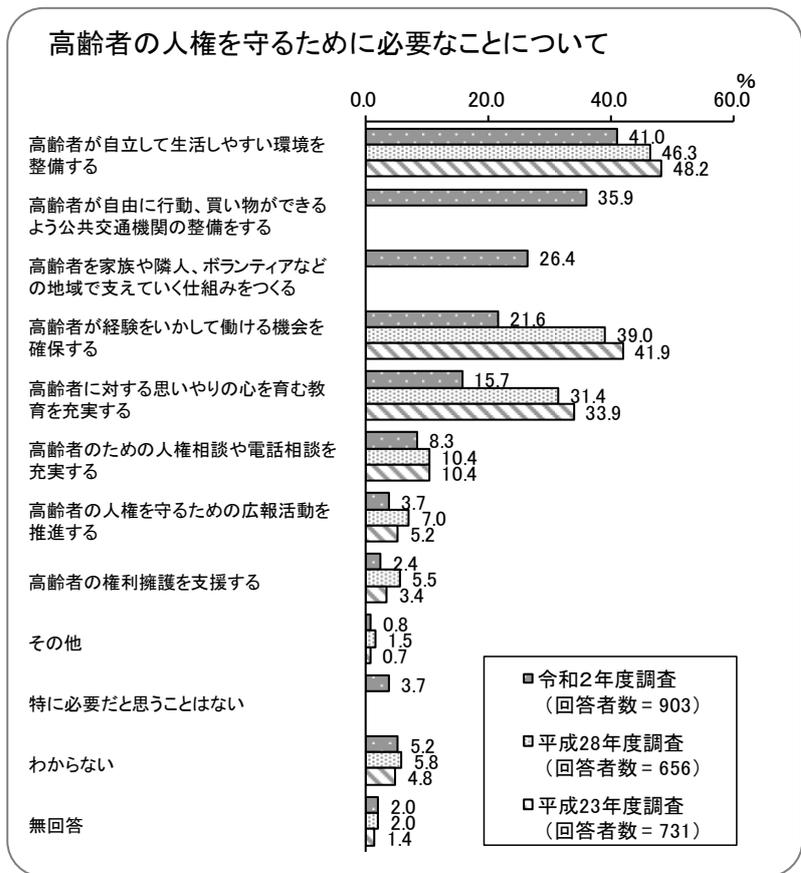
国では「高齢社会対策基本法」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、「新しい高齢社会対策大綱」の策定など、様々な対策がとられています。

本市においても例外なく高齢化は進行しており、令和3年4月1日の高齢化率は34.2%、後期高齢化率15.9%となっています。進行する高齢化に対応するため、「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の暮らしを支援しています。

市民意識調査によると、高齢者の人権が尊重されていないと思うことについて、「まだ働けるのに、能力を發揮する機会が少ないこと」の割合が最も高く34.1%、「悪徳商法の被害が多いこと」の割合が31.7%、「病院や介護施設において劣悪な処遇や虐待をすること」の割合が21.2%となっています。



高齢者の人権を守るために必要なことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が最も高く41.0%、「高齢者が自由に行動、買い物ができるよう公共交通機関の整備をする」の割合が35.9%、「高齢者を家族や隣人、ボランティアなどの地域で支えていく仕組みをつくる」の割合が26.4%となっています。また、高齢者のための人権相談や電話相談の充実、人権を守るための広報活動の推進についても求められています。



生涯学習講座の「悠々楽習講座」「高齢者学級」等で人権講座を設けていますが、令和2年度は、コロナ禍の影響で開設できませんでした。

生涯を健康で生きがいを持ちながら地域の中でいきいきと暮らせるよう、高齢者の経済的な自立と、能力やその経験をいかした社会参加への支援が必要です。

また、認知症や寝たきり、一人暮らしなど自らの意思を表明することが困難な高齢者も増加が予測されます。このため、高齢者の財産や暮らしを守るため、成年後見制度を必要とする高齢者が確実に利用できる体制づくりなど、高齢者の権利擁護を図るとともに、高齢者に対する差別や偏見の解消を図るための人権教育・啓発が必要です。



## 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
20	高齢者の人権についての啓発	○高齢者の人権が尊重され、生きがいを持って暮らしていけるまちの実現をめざして、人権意識の高揚・啓発を推進します。	市民活動推進課
21	高齢者の就労機会の拡大	○高齢者やシルバー人材センター会員などの活動を支援し、人権に配慮した雇用・就労機会の拡大に努めます。	高齢介護課 商工観光課
22	高齢者の社会参加機会の拡充	○高齢者の持つ豊富な経験と知識を生かせるよう、高齢者の人権を尊重した社会参加の支援に取り組みます。	高齢介護課
23	高齢者の権利擁護	○地域包括支援センター、介護事業者や家族などとの連携を密にし、判断能力などが不十分である高齢者の権利擁護を図るとともに、高齢者の虐待防止から、早期発見・早期対応に努めます。 ○支援困難事例や権利侵害への対応について迅速に対応し、人権・権利擁護を目的として、積極的に支援を行います。 ○高齢者の家族、地域の人や介護事業者と情報を共有し、高齢者の消費者被害防止に努めます。	高齢介護課 地域包括支援センター 商工観光課
24	相談体制の充実	○高齢者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、市職員等の相談への対応力強化を図ります。	市民活動推進課 高齢介護課 地域包括支援センター
25	高齢者への情報提供の充実	○必要な情報が確実に提供できるよう、高齢者それぞれの状況に応じた情報提供の方法と機会の充実に努めます。	市民活動推進課 高齢介護課 地域包括支援センター
26	高齢者の学習機会の充実	○年齢にかかわらず、生涯を通じて自らの思いのまま自由に学び、地域でいきいきと暮らし続けられるよう、高齢者学級を中心に生涯学習の充実に努めます。	社会教育課

## 【関係する SDGs の開発目標】



## (4) 障がいのある人

### 【現状と課題】

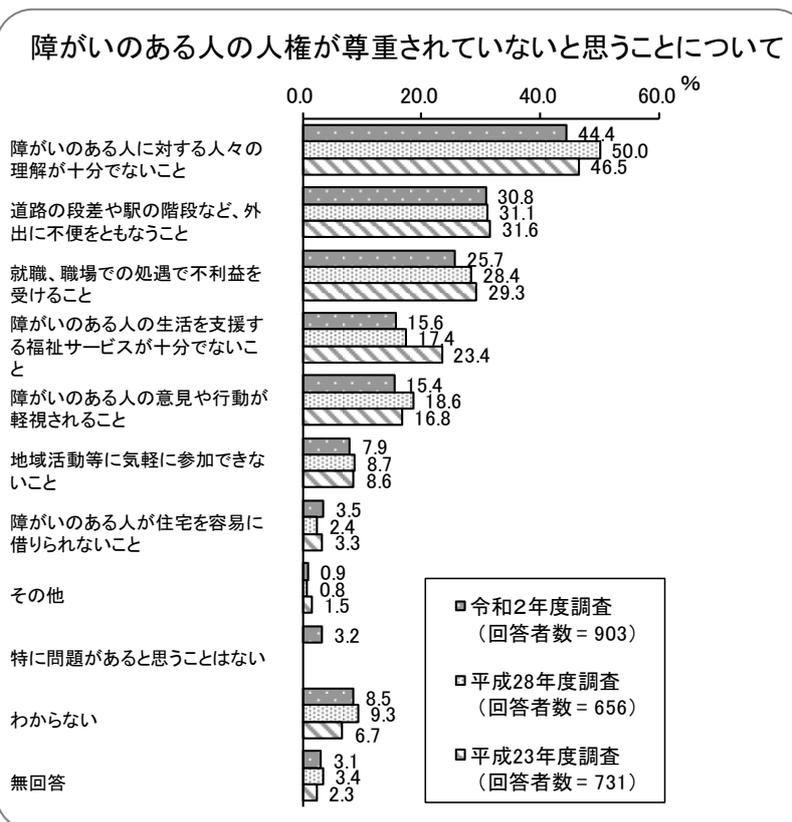
障がいのある人や高齢者にかかわらず、すべての人が共に住み、共に生きる社会を築くというノーマライゼーションの理念や、障がいの有無、年齢、性別、文化等の違いにかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせる社会（ユニバーサル社会）という考えについては日常生活に浸透してきています。

国では「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者総合支援法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」、「発達障害者支援法」の改正など様々な制度改革が進められており、障がいのある人の自立と社会参加の促進が図られています。

本市では、身体障がいの手帳所持者数はやや減少傾向であるのに対し、知的障がい・精神障がいの手帳所持者数、精神疾患での医療機関受診者数が年々増加傾向にあり、日常生活の中で行動・認知面、集団行動等で課題を抱えている人、発育や発達の遅れが見つかる児童の割合も増加しています。平成28年度には「第3期障がい者計画」、令和2年度に「第6期海津市障害福祉計画」と「第2期海津市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人が安心して生活できるように、医療費の助成や福祉サービスに関する情報提供、さらには令和3年10月に、「海津市基幹相談支援センター」を庁舎内（社会福祉課）に設置し、相談窓口などの支援体制

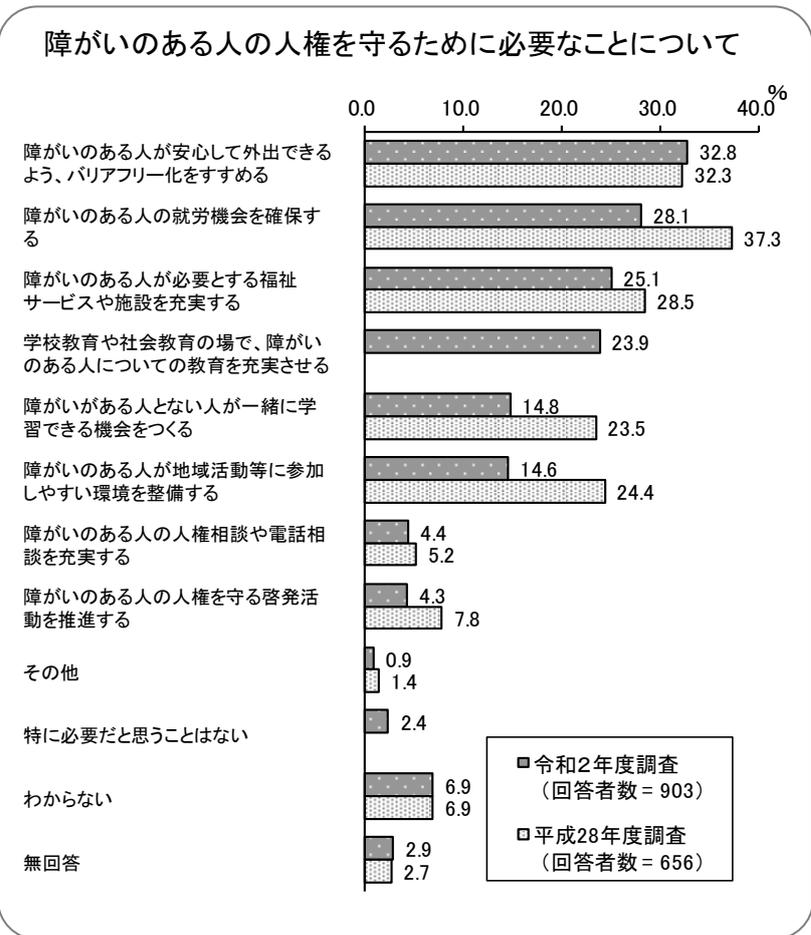
を整え、関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた適切な支援を行っています。

市民意識調査によると、障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が最も高く44.4%、「道路



の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」の割合が30.8%、「就職、職場での処遇で不利益を受けること」が25.7%となっています。

また、障がいのある人の人権を守るために必要なことについて、「障がいのある人が安心して外出できるよう、バリアフリー化をすすめる」の割合が最も高く32.8%、「障がいのある人の就労機会を確保する」の割合が28.1%、「障がいのある人が必要とする福祉サービスや施設を充実する」の割合が25.1%、「学校教育や社会教育の場で、障がいのある人についての教育を充実させる」の割合が23.9%となっています。



障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供により、生活の場・雇用の場・社会活動の場の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉サービスの量的、質的な充実を図ることが必要です。

発達障がい等については、早期発見と療育が大切であり、保健・福祉・教育等の関係機関が密接に連携し長期的に適切な支援が行えるような体制の構築、連携強化が必要です。

また、市民一人ひとりが障がいのある人への正しい理解を深めるように市報や市ホームページなどを積極的に活用し、啓発や交流事業を推進することが必要です。

このほか、「避難行動要支援者支援制度」への登録推進、防災担当と連携しての災害弱者における早期避難の啓発、障がい者の避難における問題点の把握のほか、避難所での生活や行動（プライバシー配慮・電源の確保・障がいの内容による特性への配慮など）の支援についても対策を講じていく必要があります。



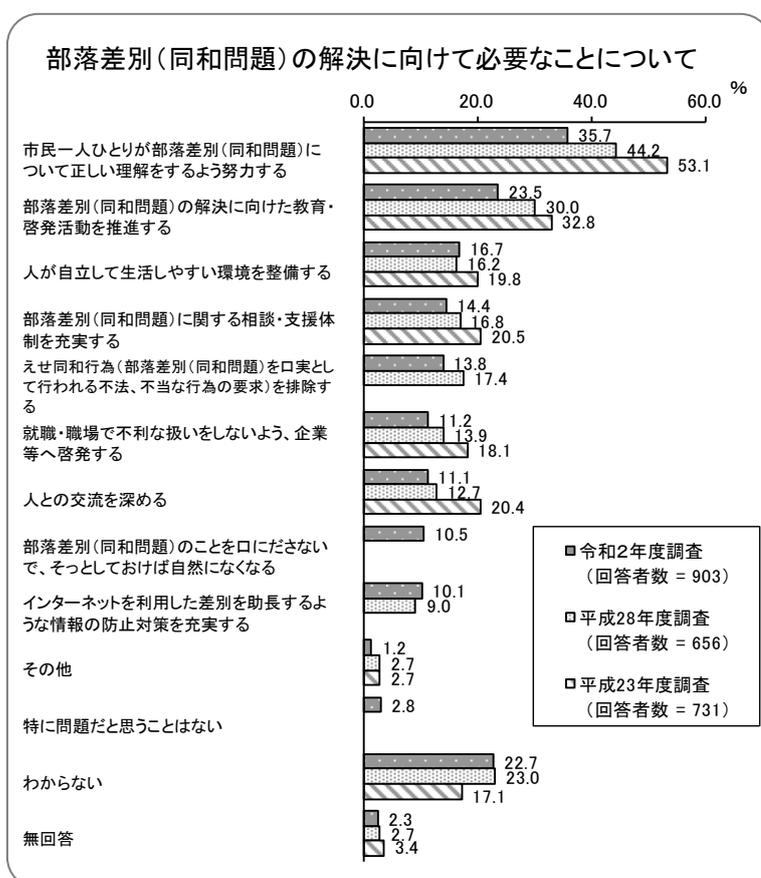
## (5) 部落差別（同和問題）

### 【現状と課題】

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

部落差別（同和問題）に対する差別や偏見の意識は、時代を経て全体的には解消に向かいつつあると言われてはいますが、今日でも結婚問題をはじめとする様々な差別が根強く残り、新たにインターネット上での差別事象などが発生しています。また、この問題の解消を妨げる原因のひとつに「えせ同和行為」があります。この行為は、部落差別（同和問題）の解決に真摯<sup>しんし</sup>に向き合い、人権教育、人権啓発に取り組んできた人々の行為を台無しにするだけでなく、この問題を間違った方向に導くなど大きな阻害要因となっており、行政や団体、企業は、密接に連携してこうした行為に毅然たる態度で対処することが重要です。

市民意識調査によると、部落差別（同和問題）の解決に向けて必要なことについて、「市民一人ひとりが部落差別（同和問題）について正しい理解をするよう努力する」の割合が最も高く35.7%、「部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発活動を推進する」の割合が23.5%、「人が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が16.7%、「部落差別（同和問題）に関する相談・支援体制を充実する」の割合が14.4%となっています。



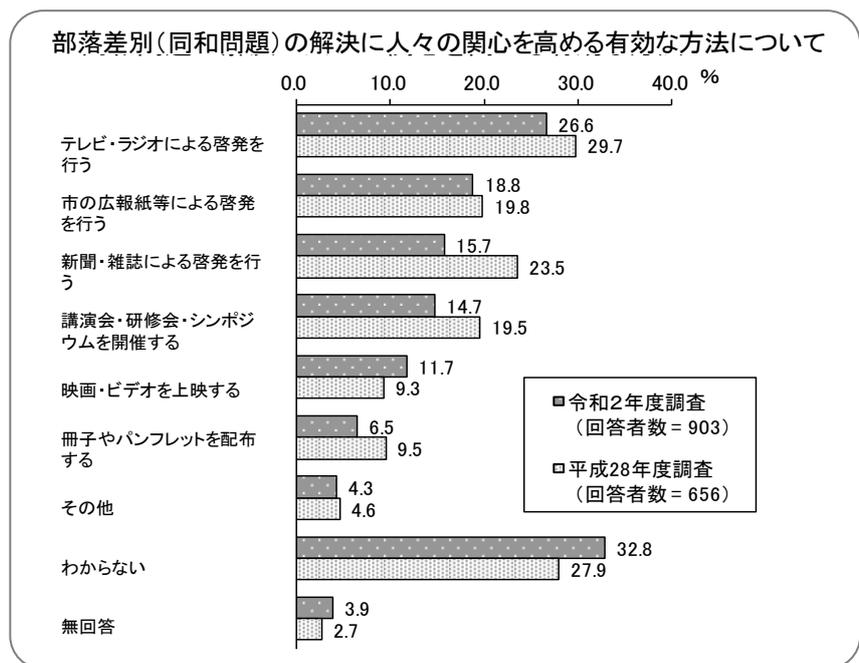
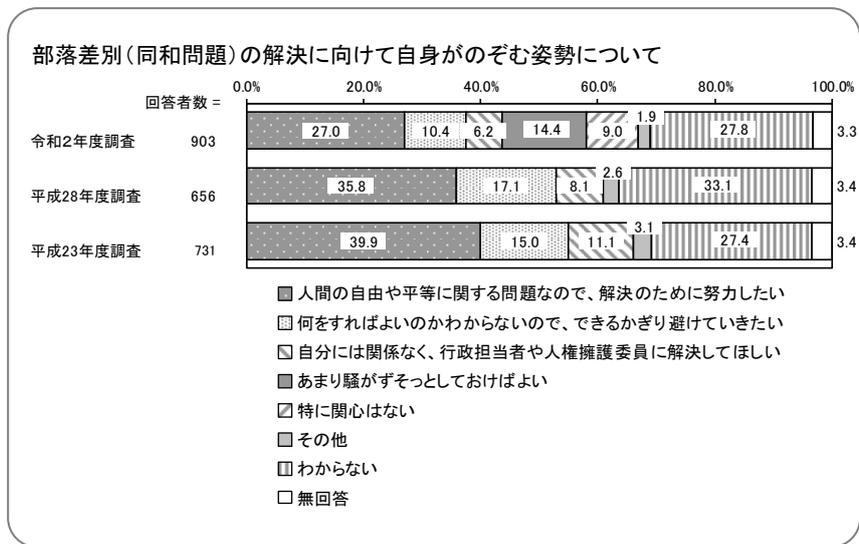
そして部落差別（同和問題）の解決に向けて自身がのぞむ姿勢について、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」の割合が最も

高く27.0%となっています。

また、部落差別（同和問題）の解決に人々の関心を高める有効な方法について、「テレビ・ラジオによる啓発を行う」の割合が最も高く26.6%、「市の広報紙等による啓発を行う」の割合が18.8%、「新聞・雑誌による啓発を行う」の割合が15.7%、「講演会・研修会・シンポジウムを開催する」の割合が14.7%となっています。

部落差別（同和問題）の解決に向けた教育・啓発活動の推進とともに、部落差別（同和問題）に関する相談・支援体制の充実や部落差別（同和問題）を市民一人ひとりが正しく理解して自分自身の問題として取り組むために、市の広報紙等による啓発や講演会・研修会・シンポジウムの開催が必要です。

本市では、部落差別（同和問題）の早期解決をめざして、市民一人ひとりが正しい認識と理解を深め偏見や差別意識の解消を図るため、「人権・同和問題講演会」を開催しています。また、日常生活における人権意識と人権感覚を高めるため、小中学生から人権・部落差別（同和問題）に関する標語、ポスターなどを募集し、優秀作品を掲載した啓発物品を作成し配布しております。



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
33	部落差別（同和問題）についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部落差別（同和問題）の早期解決をめざして、正しい認識と理解を深め偏見や差別意識の解消を図るため、「人権・同和問題講演会」をはじめ、啓発の充実に努めます。</li> <li>○人権や部落差別（同和問題）に関するポスター、標語の優秀作品を掲載したクリアファイルを市内小学校6年生、中学生に配布するなど、人権への関心を高めます。</li> <li>○海津市人権・同和問題講習会の開催案内を商工会と連携し、企業へ周知する。</li> <li>○市内企業や事業者が集まる会議において、公正採用選考人啓発推進委員制度の周知を図ります。</li> </ul>	市民活動推進課 社会教育課 商工観光課
34	人権・同和教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部落差別（同和問題）に関する市民の正しい理解と認識の高揚を図ります。</li> <li>○正しい理解と行動ができる子どもたちを育てる学校教育を推進するとともに、必要に応じて幼・保・小・中・高等学校など校種を超えて連携し、授業研究の実施など人権教育に努めます。日々の生活で実践する家庭教育の支援を推進します。そのために、子どもたちだけでなく、教育や地域での暮らし、家庭で子どもたちと接する大人たちの正しい理解と行動を促す社会教育を推進します。</li> <li>○市職員・教職員をはじめとする関係機関・団体職員等を対象とする部落差別（同和問題）に関する研修の実施と積極的な参加の促進により、正しい知識の習得と資質向上を推進します。</li> </ul>	市民活動推進課 学校教育課 社会教育課 秘書広報課
35	インターネット上の人権侵害の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットを利用した差別的な情報の掲載に対して、人権侵害としての調査や人権相談など、事案に応じて迅速に対応できるよう、国・岐阜県ならびに関連機関などと連携の強化を図ります。</li> </ul>	市民活動推進課
36	えせ同和行為の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種団体・関係機関などとの連携の強化による適切な対応と被害の未然防止に努めます。</li> </ul>	市民活動推進課

【関係する SDGs の開発目標】



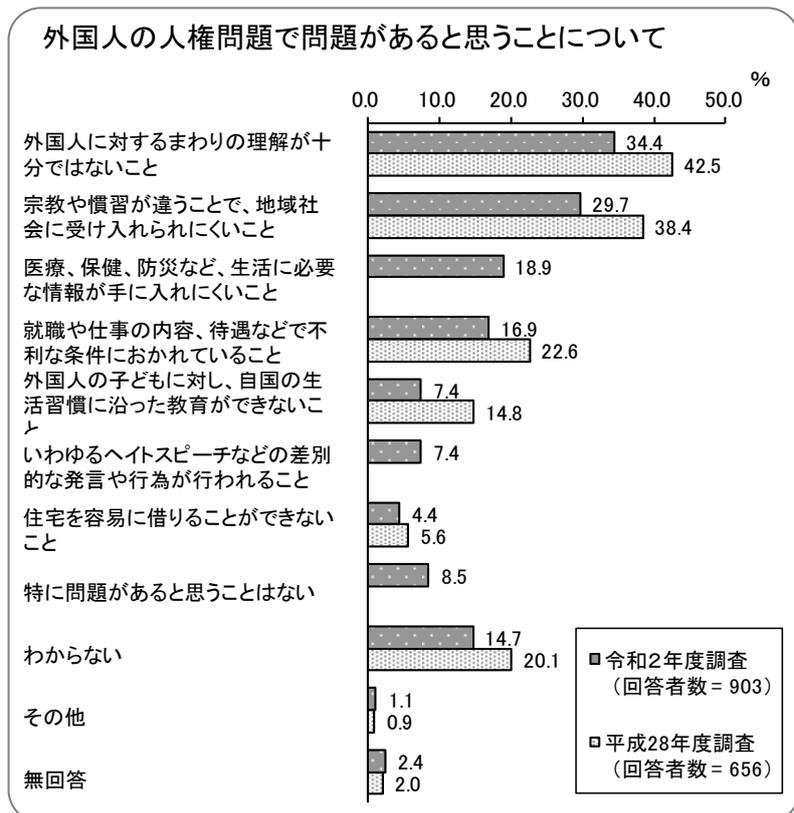
## (6) 外国人

### 【現状と課題】

我が国に入国する外国人は増加しており、平成27（2015）年には1,969万人（再入国者を含む。）で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、平成28（2016）年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

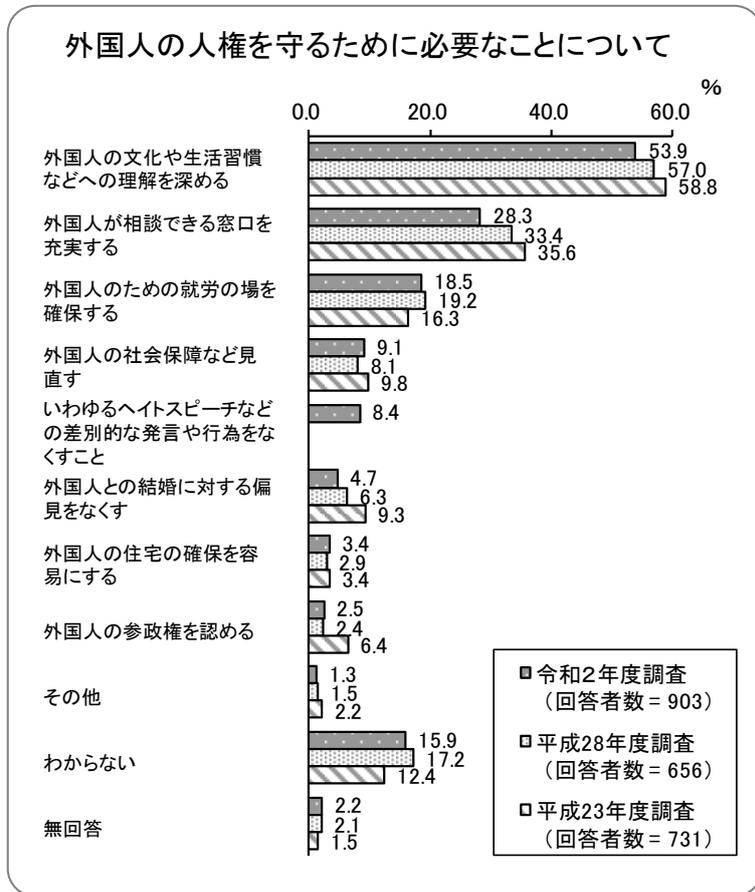
本市の外国人登録者数は令和3（2021）年7月1日現在で810人となっており、最近は、ベトナムやネパール、スリランカなど東南アジアや南アジアからの外国人数が年々増加傾向となっており、今後も、市内の外国人居住者数は増加していくと考えられます。また、市内には、外国人の方に、日本での生活習慣をサポートし、日本文化の紹介、生活に必要な日本語学習等支援を行う団体（かいづ国際交流の会、ひらた日本語教室）があり、本市もその活動を後援して、連携に努めています。

市民意識調査によると、外国人の人権問題で問題があると思うことについて、「外国人に対するまわりの理解が十分ではないこと」の割合が最も高く34.4%、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」の割合が29.7%、「医療、保健、防災など、生活に必要な情報が手に入りにくいこと」の割合が18.9%、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」の割合が16.9%となっています。



また、外国人の人権を守るために必要なことについて、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」の割合が最も高く53.9%、「外国人が相談できる窓口を充実する」の割合が28.3%、「外国人のための就労の場を確保する」の割合が18.5%となっています。

外国人と日本人が地域の中で共に生活する多文化共生社会を実現するためには、国際的視野に立ち、異なる文化、生活習慣及び価値観をお互いに認識し、尊重し合う意識や態度を育くみ、また、日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぐために、日本語学習の機会や相談窓口の充実、多言語での情報提供など日常生活に対する支援、また、外国籍の児童生徒に対する学習支援を図ることが必要です。



## 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
37	外国人の人権についての啓発	○宗教や習慣などの違いによる偏見や差別意識を解消し、より国際的視野に立った人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に努めます。	市民活動推進課
38	関係機関・団体との連携の強化	○国際交流や、外国籍等の人々の生活支援を行う関係機関・団体との連携を強化します。	市民活動推進課
39	多言語化の推進	○窓口での多言語の対応や各種案内など情報の多言語化を図ります。	全 課
40	日常生活に対する支援の充実	○地域における日常生活のルールやマナーなどの情報提供、日常生活に対する支援やサービスについて周知を図ります。	全 課

## 【関係する SDGs の開発目標】



## (7) 感染症患者等（HIV・ハンセン病 ・新型コロナウイルス感染症等）

### 【現状と課題】

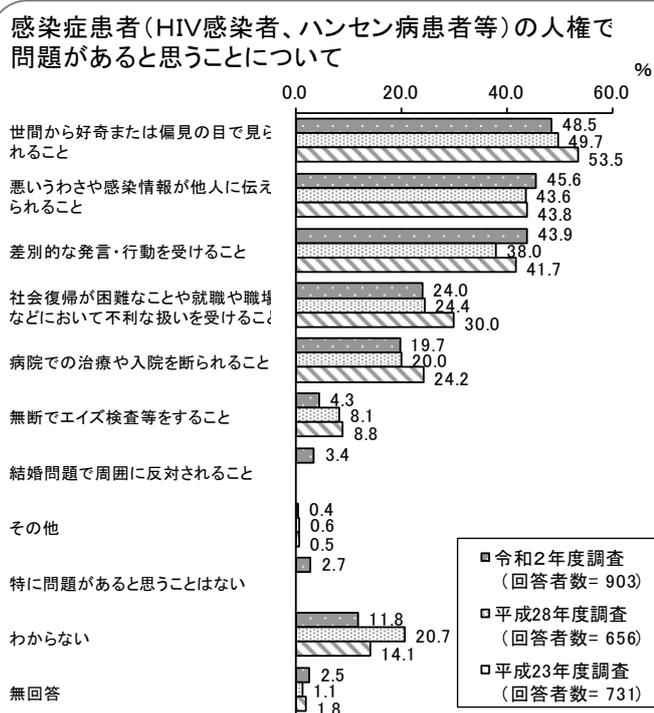
エイズは、HIV（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって免疫力が下がることにより、発症する様々な病気の総称のことです。

近年、HIV感染者、エイズ患者は、年々、増加傾向にあります。HIVは非常に感染しにくいウイルスで、日常的な接触では感染することはありません。しかし、エイズ患者やHIV感染者に対する正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。現在も多くの人の無理解により、感染者や患者は一人で悩み、孤立する傾向があります。

ハンセン病患者については、「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関わる法律」「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行されています。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。さらに、現在もなおハンセン病に対する誤った知識があり、偏見・差別の解消には至っていません。

一方、新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療関係者に対して、感染症に対する不安感から、偏見や差別、プライバシーの侵害などの人権問題が発生しています。

市民意識調査によると、感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権で問題があると思うことについて、「世間から好奇または偏見の目で見られること」の割合が最も高く48.5%、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が45.6%、「差別的な発言・行動を受け



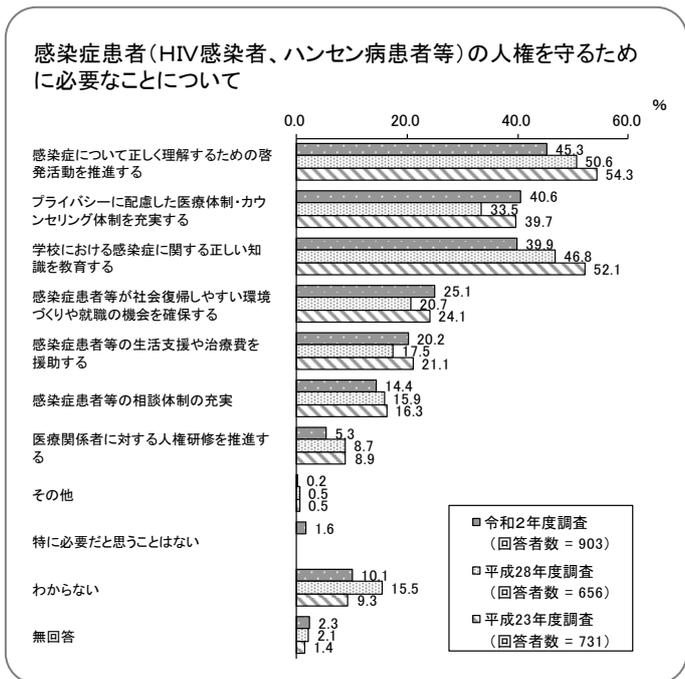
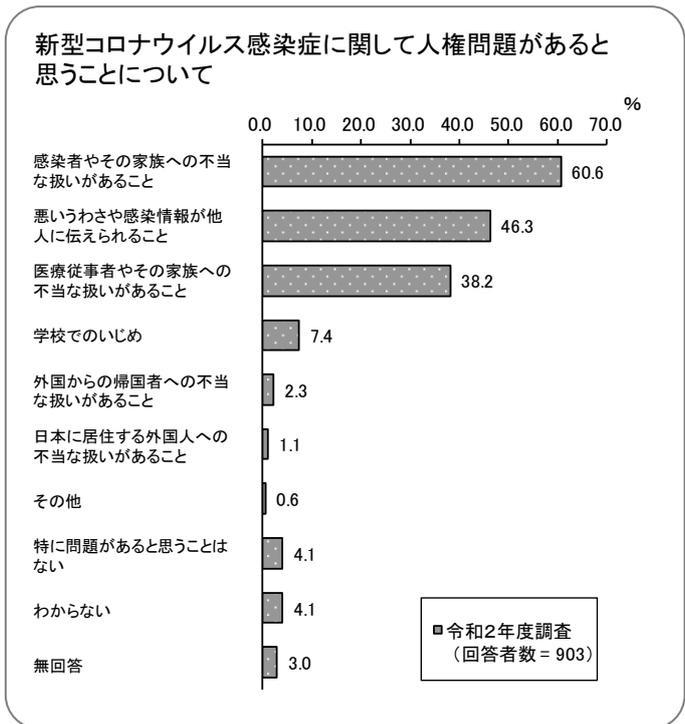
ること」の割合が43.9%となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関して人権問題があると思うことについて、「感染者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が最も高く60.6%、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」の割合が46.3%、「医療従事者やその家族への不当な扱いがあること」の割合が38.2%となっています。

また、感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権を守るために必要なことについて、「感染症について正しく理解するための啓発活動を推進する」の割合が最も高く45.3%、「プライバシーに配慮した医療体制・カウンセリング体制を充実する」の割合が40.6%、「学校における感染症に関する正しい知識を教育する」の割合が39.9%となっています。

本市では、HIV感染者やハンセン病患者、またその他の感染症患者在、不安なく社会で生活できるよう、プライバシーに配慮すると共に、偏見や差別の原因となる知識不足の解消に向け、市報やリーフレット等で正しい知識の普及・啓発に努めています。

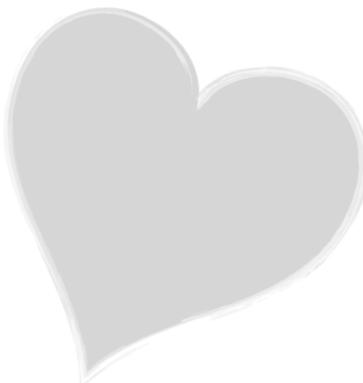
しかし、感染症に対する理解や認識がまだまだ不足している現状がみられ、患者や元患者、家族、感染症に対応する医療従事者やその家族などの人権に十分に配慮しながら、従来からある感染症に対してだけではなく、新型コロナウイルス感染症についても、正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消、人権尊重の意識の高揚を図る啓発や相談体制の充実が必要です。



## 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
41	H I V感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に関する啓発	<p>○感染症患者や回復者に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及や理解を深めるための啓発に努めます。</p> <p>○国・県等の活動に合わせ、市報やメール配信、市ホームページ、各種イベント等、様々な機会を通じて、ポスター掲示やパンフレット配布などを実施し、啓発に努めます。</p>	健康課
42	新型コロナウイルス感染症に対応する従事者の人権に関する啓発	<p>○新型コロナウイルス感染症に対応する医療や介護等の従事者やその家族などの人権に関する啓発活動を推進します。また、適切な労働環境の整備・確保を支援するとともに、正確な情報の提供に努めます。</p>	市民活動推進課 健康課
43	人権教育の充実	<p>○学校教育・社会教育・就労に関する課や団体等との連携を図り、H I V感染症・エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症などに対する正しい知識の普及を図ります。</p>	市民活動推進課 学校教育課 社会教育課
44	相談体制の充実	<p>○感染症患者・元患者やその家族等が安心して地域で暮らし続けられるよう、利用しやすい相談体制の充実を図ります。</p>	市民活動推進課 健康課
45	医療機関等との連携	<p>○医療機関や保健所など、関係機関・団体との連携を強化し、人権に配慮した医療体制の整備を図ります。</p>	健康課

## 【関係する SDGs の開発目標】



## (8) 刑を終えて出所した人

### 【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意思があっても、周囲の人には、根強い偏見や差別意識があり、地域社会への受け入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

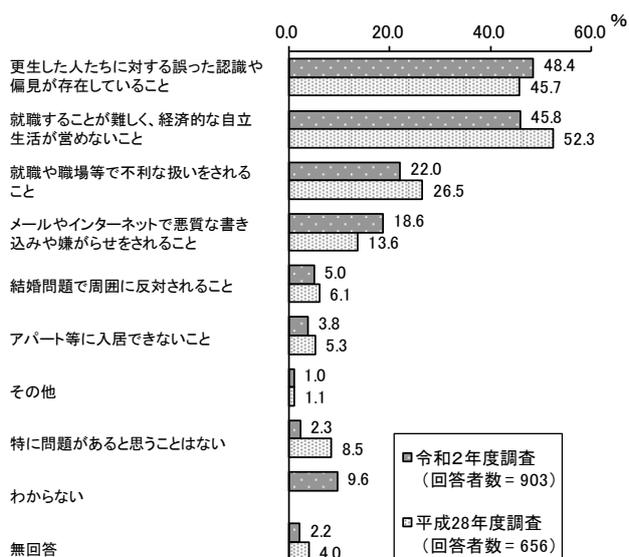
国では、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月14日施行され、再犯防止推進計画が閣議決定されました。

本市においては、毎年度、更生保護に関わる保護司会、更生保護女性会とともに「社会を明るくする運動海津市推進大会」開催や街頭啓発などを通して、罪を犯して刑を終えて出所した人たちの更生に理解を深める啓発活動が行われています。また、平成31年2月に、「海津更生保護サポートセンター」を海津総合福祉会館「ひまわり」に開所し、地域における更生保護の諸活動の拠点として、保護司の処遇活動の支援、関係機関団体との連携、犯罪・非行の防止活動、更生保護関係の情報提供を行っています。

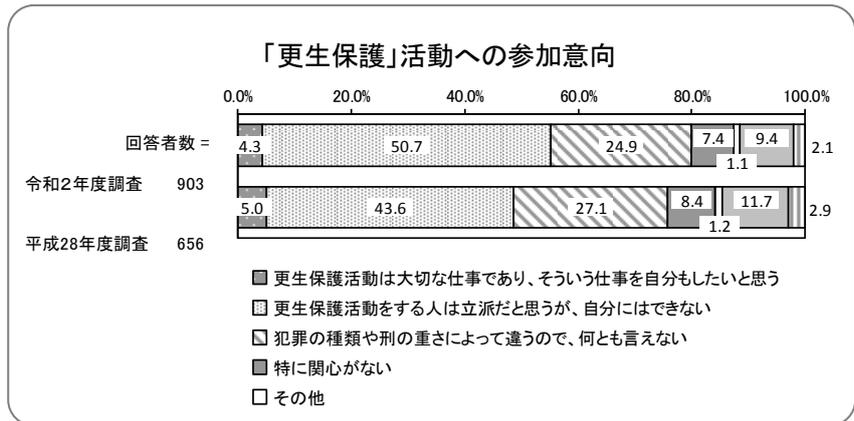
市民意識調査によると、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題点について、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」の割合が最も高く48.4%、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」の割合が45.8%、「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が22.0%となっています。

また、刑を終えて出所した人たちが社会に復帰するのを援助する更生保護活動をする人は立派だと思いが、自分にはできない人が50.7%と、前回調査より7.1ポイント高くなっています。

罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合の問題点について



刑を終えて出所した人が地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の更生への強い意欲と家庭、職場、地域など周囲の支援が大切であり、差別や偏見を持たない確かな人権感覚を身につける啓発を行うなど、復帰しやすい環境づくりに努める必要があります。



**【施策の方向】**

No.	推進施策	内容	担当課
46	刑を終えて出所した人に関する啓発	○社会を明るくする運動海津市推進大会や街頭啓発などを実施し、罪を犯した人たちの更生に理解を深める啓発に努めます。	社会福祉課
47	相談・支援体制の充実	○法務省等の関連機関や団体などとの連携に努めます。 ○更生保護に関わる保護司会、更生保護女性会との連携に努めます。	社会福祉課

**【関係する SDGs の開発目標】**



## (9) 犯罪被害者等

### 【現状と課題】

人はみな命を大切に、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、犯罪事件の陰に不法な行為により、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者等の人権が侵害されている問題が現実存在します。

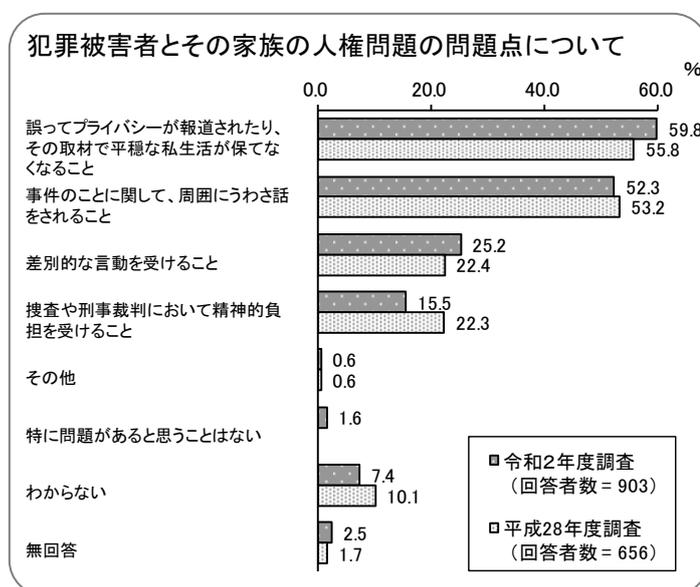
犯罪被害者やその家族の人たちには、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題があります。

国では、「犯罪被害者等基本法」を施行、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させる施策を推進しています。

市では、平成30年12月に「海津市犯罪被害者等支援条例」を施行し、相談窓口を市民活動推進課に設けました。

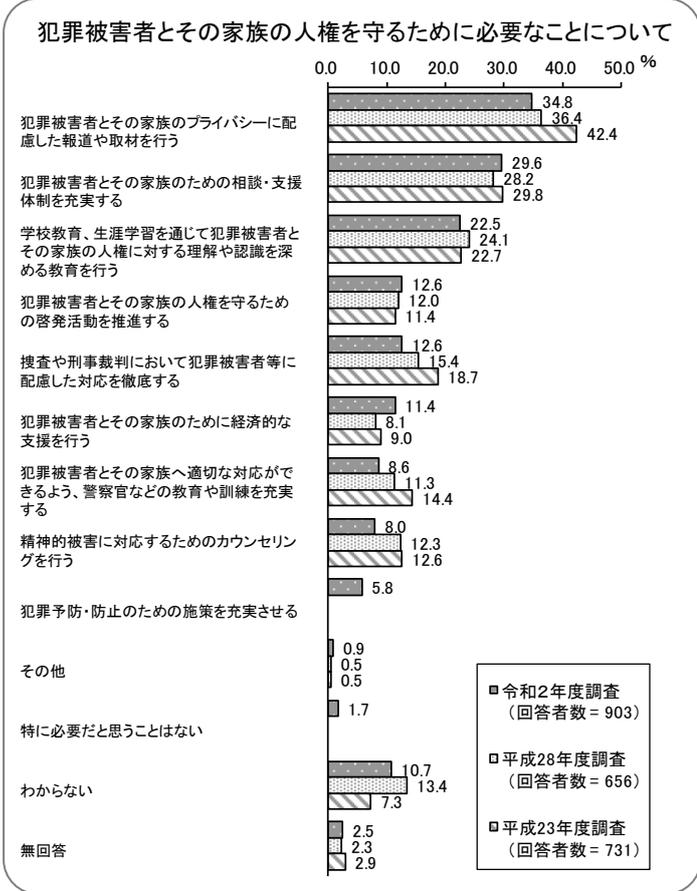
市民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権問題の問題点について、

「誤ってプライバシーが報道されたり、その取材で平穏な私生活が保てなくなること」の割合が最も高く59.8%、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」の割合が52.3%、「差別的な言動を受けること」の割合が25.2%、「捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること」の割合が15.5%となっています。



また、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて、「犯罪被害者とその家族のプライバシーに配慮した報道や取材を行う」の割合が最も高く34.8%、「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実する」の割合が29.6%、「学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者とその家族の人権に対する理解や認識を深める教育を行う」の割合が22.5%となっています。

犯罪被害者やその家族などの人権が侵害されるケースは様々ですが、プライバシーの保護を基本とした啓発はもちろんのこと、学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者とその家族の人権に対する理解や認識を深める教育が必要です。周囲の無責任な言動等により、誤った情報をもとに犯罪の二次的被害に繋がることがあります。また、犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制の充実が必要です。



【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
48	犯罪被害者等のプライバシーに配慮した取材や報道の啓発	○行き過ぎた取材や報道を自粛するようマスメディアに促します。	市民活動推進課
49	犯罪の二次的被害に関して理解を深める教育の推進	○犯罪の二次的被害について理解し、そのような人権侵害を防ぐための教育と啓発を推進します。	市民活動推進課 学校教育課 社会教育課
50	相談・支援体制の充実	○相談・支援業務を行っている専門機関・関連機関などとの連携の強化、各種相談窓口の周知を図ります。	市民活動推進課

【関係する SDGs の開発目標】



## (10) インターネットによる人権侵害

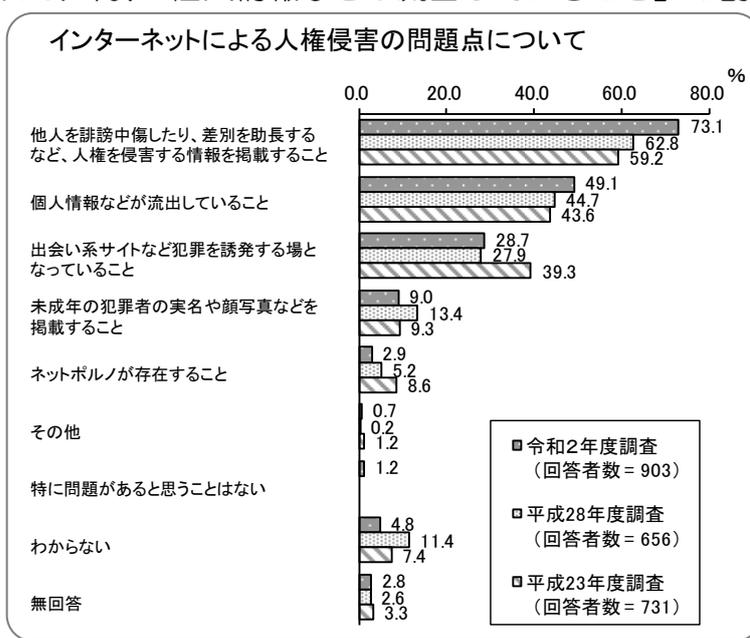
### 【現状と課題】

インターネットの普及により、多くの情報を容易に得ることができる一方、その匿名性を悪用して、個人や団体を誹謗中傷したり、差別を助長するような情報を掲載したり、あるいは他人のプライバシーに関わる情報を公開するなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

国は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」「個人情報保護法」「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（有害サイト規制法）」を施行するなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

本市では、ネットの被害から子どもたちを守るため、平成28年度に海津市青少年育成市民大会において、「あったかい絆宣言」が公表されています。今後も、学校でのインターネットに関する正しい知識や情報の収集・発信における個人の責任やモラルに関する学習の必要が求められます。

市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題点について、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が最も高く73.1%、「個人情報などが流出していること」の割合が49.1%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」の割合が28.7%となっています。また、インターネットによる人権侵害を防止または解決するために必要なことについて、「情報発信者が特定できたり、管理者に情報の削除義務を負わせる新たな法律を作る」の割合が



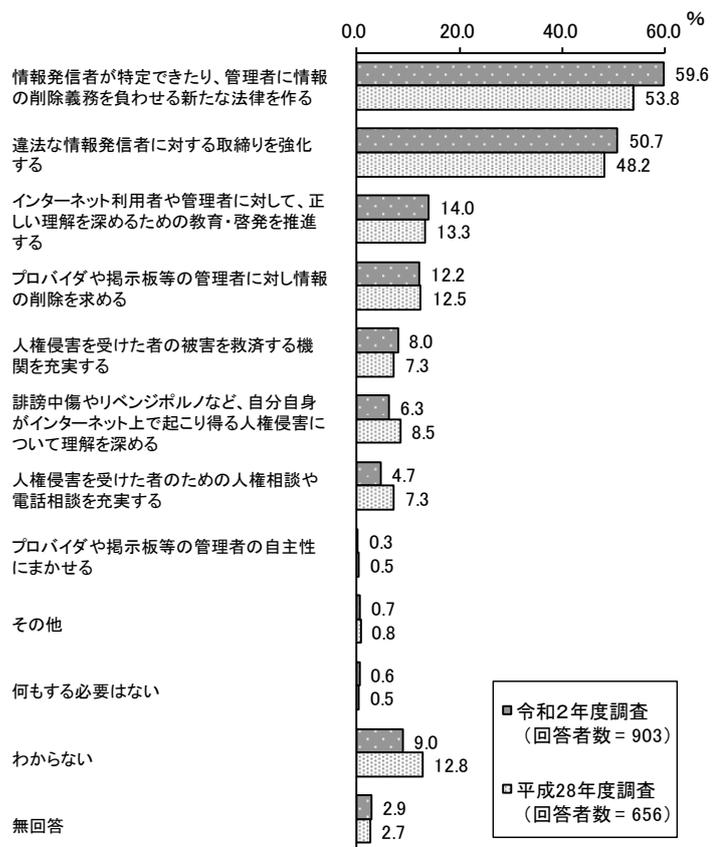
最も高く59.6%、「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」の割合が50.7%、「インターネット利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する」の割合が14.0%、

「プロバイダや掲示板等の管理者に対し情報の削除を求める」の割合が12.2%となっています。

インターネットによる人権侵害を防止または解決するために違法な情報発信者に対する取締りや個人情報保護を強化するとともに、利用者や管理者に対して、正しい理解

を深めるための教育・啓発の推進やインターネット上の人権侵害などに関する問題に対して、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

### インターネットによる人権侵害を防止または解決するために必要なことについて



## 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
51	情報と人権侵害との関連についての啓発	○個人のプライバシーや人権の尊重について、正しい理解のための啓発活動の充実を図ります。	市民活動推進課
52	個人情報保護の推進	○インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関連機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	市民活動推進課
53	情報教育の推進	○学校での情報教育において、インターネットに関する正しい知識や情報の収集・発信における個人の責任やモラルに関する学習に努めます。	学校教育課 社会教育課
54	公式 SNS の適切な運営	○海津市の公式 SNS のページについては管理部署で定期的に監視を行い、人権侵害にあたるコメントがあった場合は、削除、投稿者のブロックなどの対応を行います。	市民活動推進課 総務課 秘書広報課 企画財政課 こども課

## 【関係する SDGs の開発目標】



## (11) 北朝鮮当局による拉致問題等

### 【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっていますが、これらの多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成3（1991）年以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。そして、平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定してきた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、平成22（2010）年までに17名の北朝鮮当局による拉致被害者を認定しています。しかし、その方たちについては、いまだに納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。言うまでもなく、拉致は重大な人権の侵害行為です。

北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題の解決は重要な課題であり「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～12月16日）が設けられるなど、啓発が進められており、この問題への関心と認識をさらに深める必要があります。

### 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
55	拉致被害者の人権についての啓発	○国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、拉致問題に対する関心と認識を深めていくための啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課

### 【関係する SDGs の開発目標】



## (12) その他の人権

---

### 【現状と課題】

#### ＜アイヌの人々＞

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文芸（ユカウ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、近年に至るまで、生活上の格差が存在し、多くの偏見や差別を受けてきました。また、独自の言語が話せる人も極めて少数となり、その文化が十分に保存・伝承されているとは言い難い状況です。

平成9（1997）年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことが求められました。そして、令和元（2019）年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められ、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進しています。また、新法の施行に伴い、アイヌ文化振興法は廃止されています。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものであり、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても必要性を指摘しています。

少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないように、一人ひとりが理解を深めることが必要です。

## <ホームレス>

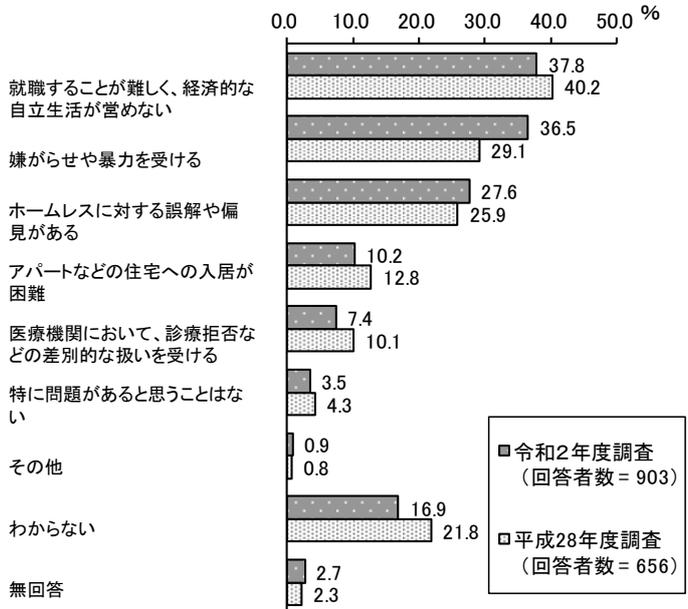
やむを得ない事情でホームレスとなった人々の中には、就職して働きたいという自立の意志を持っているにも関わらず、偏見・差別の対象となることが少なくなく、また、嫌がらせや暴行を加える事件がたびたび発生しています。そのため、国では、平成14（2002）年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」を施行し、平成30年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を新たに決めました。

市民意識調査によると、ホームレスの人権問題の問題点について、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」の割合が最も高く37.8%、「嫌がらせや暴力を受ける」の割合が36.5%、「ホームレスに対する誤解や偏見がある」の割合が27.6%となっています。

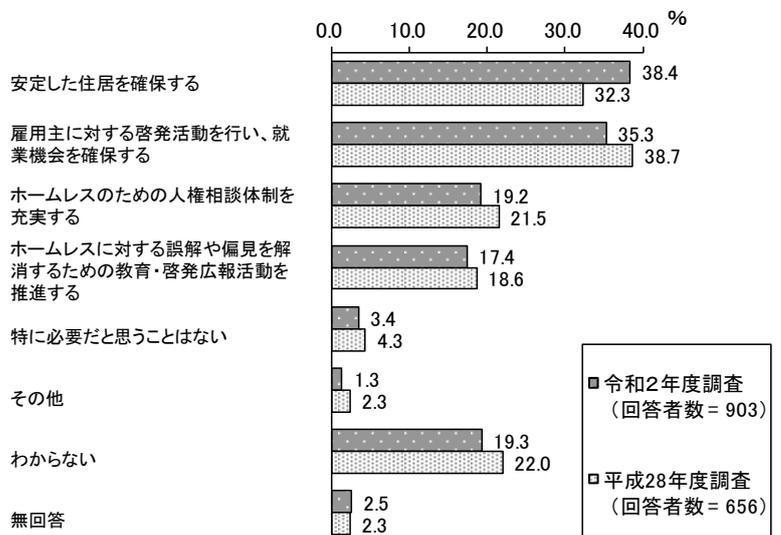
また、ホームレスへの人権問題を解決するために必要なことについて、「安定した住居を確保する」の割合が最も高く38.4%、「雇用主に対する啓発活動を行い、就業機会を確保する」の割合が35.3%、「ホームレスのための人権相談体制を充実する」の割合が19.2%となっています。

ホームレスの問題は個人の責任だけに帰すのではなく、社会全体の課題として考え、ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、地域の理解や協力を深めるとともに、関係機関と連携した相談や自立に向けた支援、救済活動が求められています。

ホームレスの人権問題の問題点について



ホームレスへの人権問題を解決するために必要なことについて



### <性同一性障がい>

性同一性障がいとは、生物学的な性と性の自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、国際疾病分類では疾病として認められていますが、社会では十分認識されていません。性同一性障がいの人々は社会の中で偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

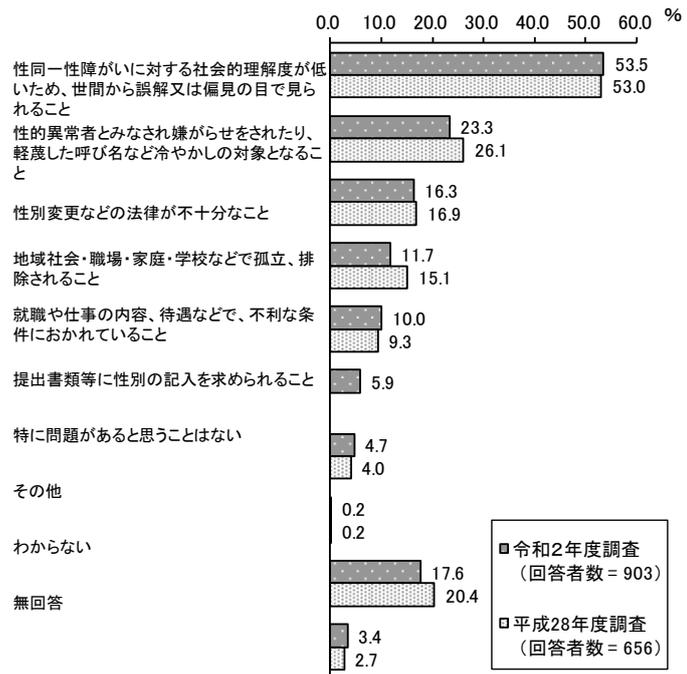
平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障がい者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

市民意識調査によると、性同一性障がいの人権問題の問題点について、「性同一性障がいに対する社会的理解度が低いため、世間から誤解又は偏見の目で見られること」の割合が最も高く53.5%、「性的異常者とみなされ嫌がらせをされたり、軽蔑した呼び名など冷やかしの対象となること」の割合が23.3%、「性別変更などの法律が不十分なこと」の割合が16.3%となっています。

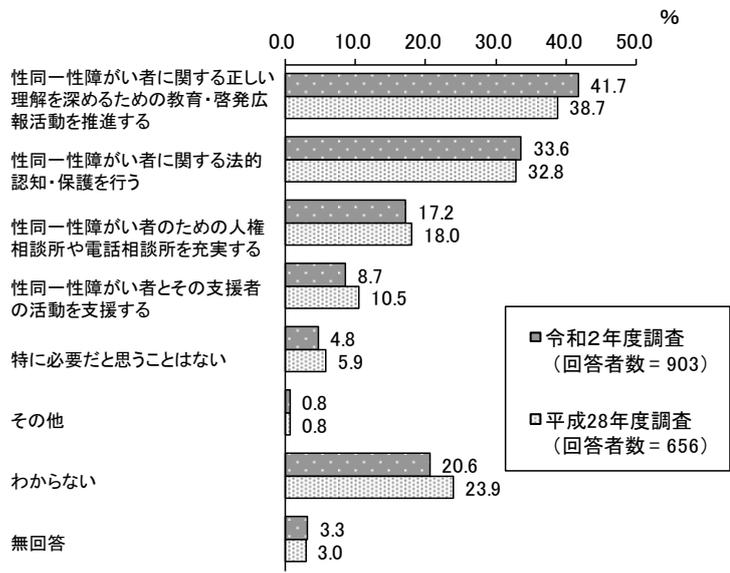
また、性同一性障がいへの人権問題を解決するために必要なことについて、「性同一性障がい者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が最も高く41.7%、「性同一性障がい者に関する法的認知・保護を行う」の割合が33.6%、「性同一性障がい者のための人権相談所や電話相談所を充実する」の割合が17.2%、「性同一性障がい者とその支援者の活動を支援する」の割合が10.5%、「特に必要だと思うことはない」の割合が4.8%、「その他」の割合が0.8%、「わからない」の割合が20.6%、「無回答」の割合が3.3%となっています。

また、性同一性障がいへの人権問題を解決するために必要なことについて、「性同一性障がい者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が最も高く41.7%、「性同一性障がい者に関する法的認知・

性同一性障がいの人権問題の問題点について



性同一性障がいへの人権問題を解決するために必要なことについて



保護を行う」の割合が33.6%、「性同一性障がい者のための人権相談所や電話相談所を充実する」の割合が17.2%となっています。

偏見や嫌がらせ、差別等の社会生活上の制約の解消に向け、正しい知識の普及や、偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組む必要があります。

### <性的指向の異なる人>

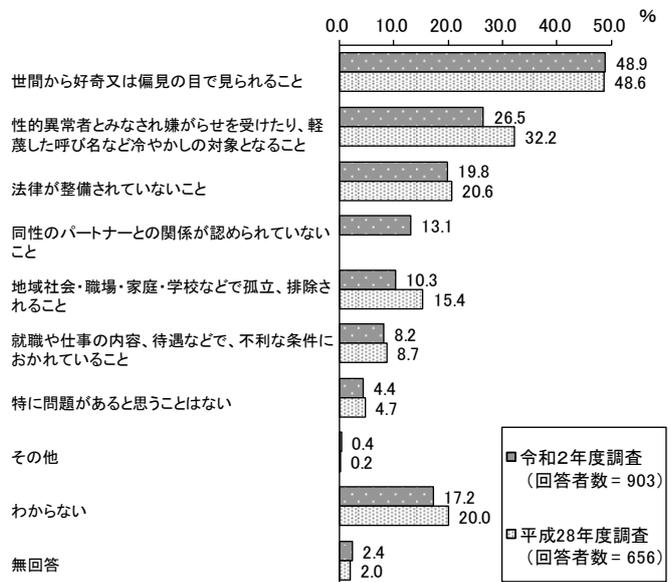
性的指向を持つ人々は、少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られるなど、偏見や差別を形作る原因になっています。日常生活にある、こうした偏見や差別により、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。

市民意識調査によると、性的指向の異なる人の人権問題の問題点について、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」の割合が最も高く48.9%、「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、軽蔑した呼び名など冷やかしの対象となること」の割合が26.5%、「法律が整備されていないこと」の割合が19.8%となっています。

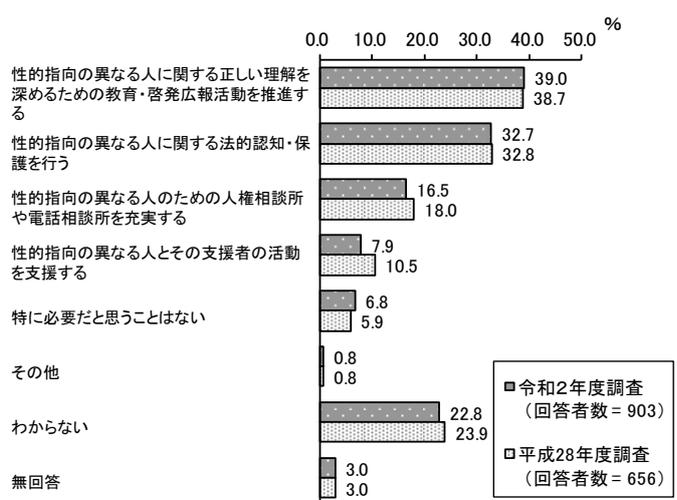
また、性的指向の異なる人への人権問題を解決するために必要なことについて、「性的指向の異なる人に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が最も高く39.0%、「性的指向の異なる人に関する法的認知・保護を行う」の割合が32.7%、「性的指向の異なる人のための人権相談所や電話相談所を充実する」の割合が16.5%となっています。

性についての多様性があることへの理解を深め、性的指向の異なる人たちへの差別と偏見をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会であることが必要です。

性的指向の異なる人の人権問題の問題点について



性的指向の異なる人への人権問題を解決するために必要なことについて



### <人身取引に関する人権>

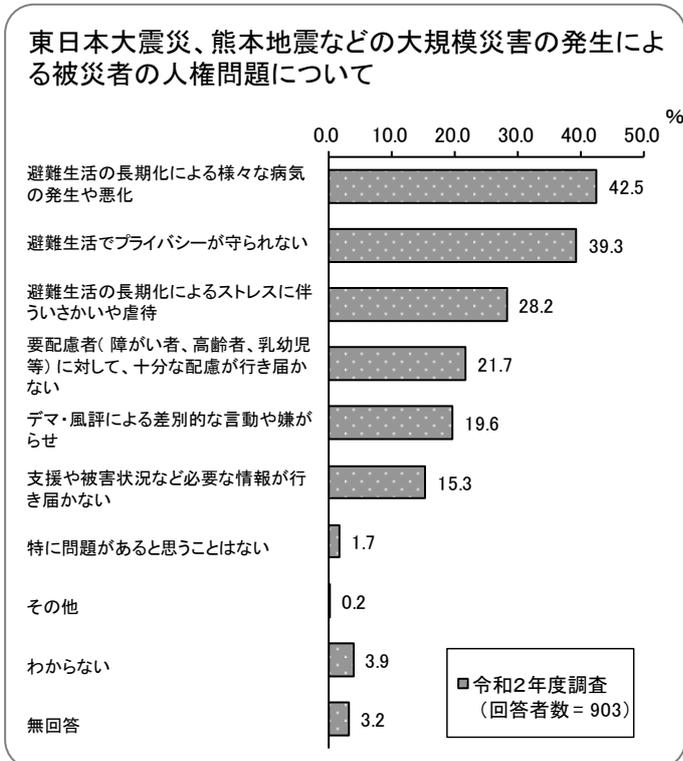
人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、犯罪組織などによって、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて場所を移動させられたり、支配下に置かれたりして、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。被害者の多くは、女性や子どもたちで、人身取引の被害者から助けを求められた時、被害者らしき人を発見した時は、最寄りの警察署や出入国在留管理局（被害者が外国人の場合）に連絡し、一刻も早く、安全な保護につながられるよう、この問題について、市民の関心と理解が深められるような啓発が必要です。

### <災害に伴う人権>

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要支援者への配慮が必要なことが改めて認識されました。

市民意識調査によると、東日本大震災、熊本地震などの大規模災害の発生による被災者の人権問題について、「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化」の割合が最も高く42.5%、「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が39.3%、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」の割合が28.2%となっています。

市民が正しい知識と思いやりの心を持つことで、災害に伴う問題に対処していくとともに、新たな人権問題が生じないようにする啓発が必要です。



## 【施策の方向】

No.	推進施策	内容	担当課
56	人権についての啓発活動の充実	○国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、様々な人権についての正しい理解を深めるため、多様な機会を通じた啓発活動を推進します。	市民活動推進課
57	人権相談の充実	○多様な人権問題に関する相談機関・窓口で効果的な周知啓発を図ります。	市民活動推進課

## 【関係する SDGs の開発目標】



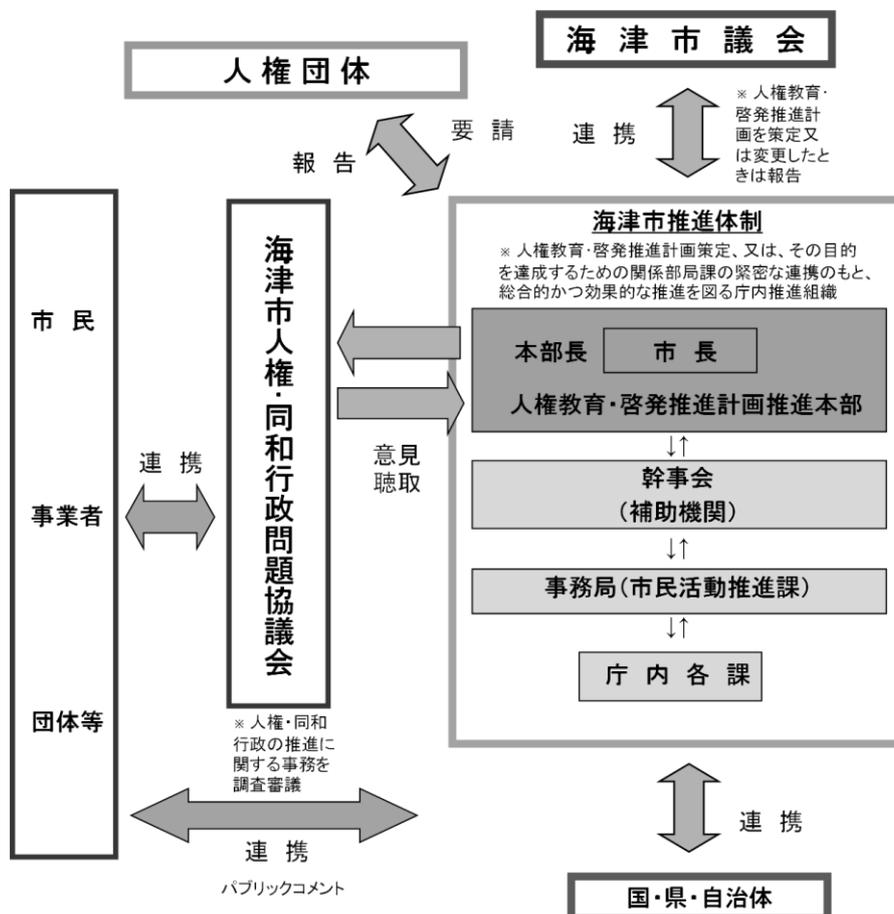
# 第 3 章

## 計画の推進

### 1 推進体制

本市では、市長を本部長とし、市役所部局長によって構成される「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置し、様々な人権施策を推進するにあたって、「人権尊重の都市」宣言に基づき、人権教育・啓発活動の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、市民団体の代表者と市役所関係部局から成る「海津市人権・同和行政問題協議会」への情報提供や人権・同和行政に関する意見聴取を行い、人権・同和行政の効果的な推進に努めます。

海津市人権教育・啓発推進計画推進本部  
 関連図



## 2 関係機関との連携

人権教育・啓発の推進にあたり、国、岐阜県などの関係機関と連携を図り、それぞれの目的に向けて協力するため、人権に関わる団体などに対して、それぞれの人権施策の取り組みに対する役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力体制の構築を図ります。

本市は、西濃地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「大垣人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の構成員として、岐阜地方法務局大垣支局及び大垣人権擁護委員協議会や他の市町と連携を取り、地域に密着した人権啓発活動を展開しています。このネットワークを中心に人権擁護委員、保護司、民生委員・児童委員等直接市民と関わりのある関係機関などとの連携や人材発掘・育成も強化し、情報の共有化、事業の共同実施などにより、一層の効率的な人権啓発活動の推進に努めます。

## 3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの推進にあたっては、あらゆる人々を対象とした人権教育に取り組む必要があります。その中でも、市民サービスを担う公務員、人の命や健康に深く関わる医療・福祉関係者などの人権に関わりの深い特定の職業に従事する人は、その職務を遂行するうえで、人権尊重の理念を正しく理解する必要があります。

そのため、本市では、市職員及び市内小中学校の教職員に対して、講演会あるいは研修会への参加を通して人権感覚の涵養と人権意識の高揚を図ることとしています。

また、市内の事業所や関係機関における人権研修への取り組みを積極的に推進し、必要な支援を行います。

## 4 計画の見直し

市民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流等に適切に対応するため、必要に応じて「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」において、計画の検討、見直しなどを行います。